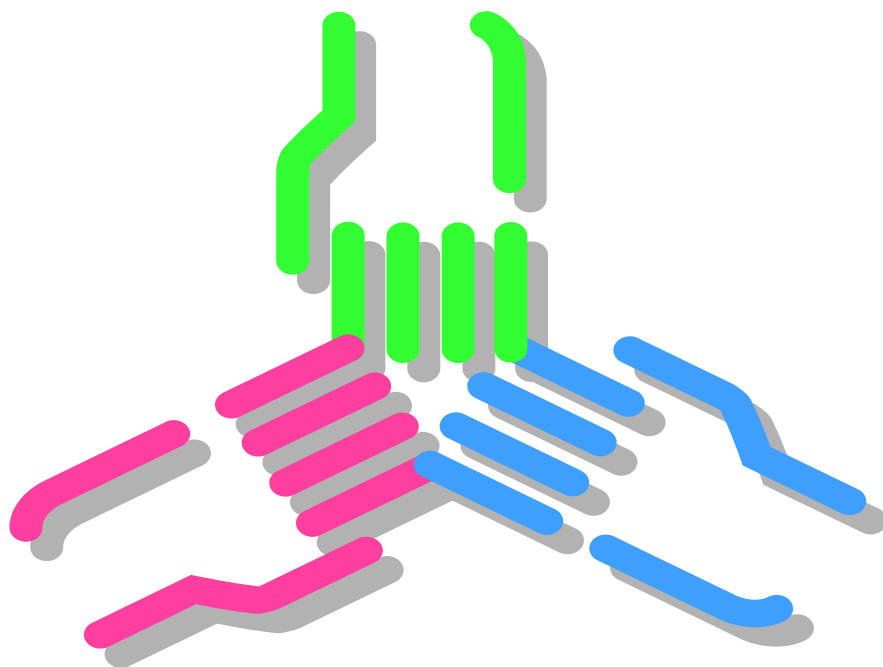


佐倉市地域福祉計画



平成 20 年 3 月
佐 倉 市

はじめに

昨今の少子・高齢化の進行により社会情勢が変化しているなかで、佐倉市では佐倉市地域福祉計画を策定しました。この計画で目指している佐倉市の将来像は、「一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる地域社会」であり、これを実現する基本目標として「安心・安全なまちづくり」、「協働の仕組みづくり」、「交流と支え合いの地域づくり」、「分かりやすい情報の仕組みづくり」の4つを掲げています。

わたくしも、選挙マニフェストに市政の目標として「高福祉・低負担の福祉の実現」、「高齢者がゆっくり、ゆったり暮らせる佐倉市」を掲げ、これを具体化する政策の目標のひとつとして「安心できる高齢化・少子化時代の福祉の充実」を実施していく所存であります。

戦後、憲法第25条第2項の規定により、国の社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上・増進が義務化されたことは周知のとおりですが、最近までの福祉は、措置と給付、すなわち「行い」、「与える」という一方通行のものでした。ところが、高度経済成長を経て生活が豊かになり、ニーズも高度化・多様化したことで、従来の措置と給付の福祉では市民の求める福祉と必ずしも一致しない、満足できない事例が生じてきております。また、給付と負担のアンバランスも生じ、財政の逼迫により従来型の福祉が継続できない危機が現実のものとなっております。

これからの福祉は、国、地方自治体がそのメニューを用意し、住民がみずからのニーズに応じて選ぶような方向に、また行政と住民が協働して課題に取り組む方向に舵を切らなければなりません。高福祉・低負担の福祉という高い目標に少しでも近づけるためにも、本計画はその端緒となるものと思います。

計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を頂きました「佐倉市地域福祉計画策定懇話会」、「佐倉市地域福祉計画策定作業部会」の各位をはじめ、各アンケート調査、佐倉市地域福祉計画・佐倉市地域福祉活動計画タウンミーティングにご参画いただいた市民の皆様方に厚くお礼を申し上げますとともに、地域福祉計画で目指す将来像、基本目標に掲げる各種施策の実現にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年3月

佐倉市長 藤 和雄

目 次

第 1 章 地域福祉計画について

- 1 . 計画策定の背景 1
- 2 . 計画の位置づけ 3
- 3 . 計画の期間 4
- 4 . 策定の方法と策定体制 4

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 . 佐倉市の特性 7
- 2 . 人口動態 9
- 3 . 高齢者の状況 10
- 4 . 障害者の状況 11
- 5 . 子ども・子育て家庭の状況 12
- 6 . 生活困窮者の状況 13
- 7 . 社会資源（施設、事業所）の状況 14
- 8 . 地域福祉の担い手の状況 18
- 9 . 計画策定における福祉課題 19

第 3 章 地域福祉計画で目指す将来像と基本目標

- 1 . 地域福祉計画で目指す将来像 27
- 2 . 将来像を実現するための基本目標 28
- 3 . 地域福祉推進圏域 30

第 4 章 どのように地域福祉を推進していくのか

- 施策体系図 33
- 基本目標 1 . 安心・安全なまちづくり 34
- 基本目標 2 . 協働のしくみづくり 40
- 基本目標 3 . 交流と支え合いの地域づくり 49
- 基本目標 4 . 分かりやすい情報のしくみづくり 55

第 5 章 計画の進行管理・評価 65

用語解説 67

資料編

1 . 佐倉市地域福祉計画策定方針	7 5
2 . 佐倉市地域福祉計画策定懇話会設置要綱	7 9
3 . 佐倉市地域福祉計画策定作業部会設置要綱	8 1
4 . 佐倉市地域福祉計画策定庁内検討会設置要綱	8 3
5 . 佐倉市地域福祉計画策定庁内研究会設置要綱	8 5
6 . 佐倉市地域福祉計画策定懇話会名簿	8 7
7 . 佐倉市地域福祉計画策定作業部会名簿	8 8
8 . 佐倉市地域福祉計画策定庁内検討会名簿	8 9
9 . 佐倉市地域福祉計画策定庁内研究会名簿	9 0
1 0 . 佐倉市地域福祉計画策定事務局名簿	9 0
1 1 . 佐倉市地域福祉計画策定の経過	9 1
1 2 . 住民座談会開催実績	9 6
1 3 . 出前調査ヒアリング先リスト	9 7
1 4 . アンケート調査 調査票	9 8
1 5 . アンケート調査 調査結果	1 0 7
1 6 . 文献・資料収集リスト	1 2 7
1 7 . タウンミーティング開催案内チラシ	1 2 8
1 8 . タウンミーティング実施状況	1 2 9
1 9 . 佐倉市地域福祉計画策定ニュース	1 3 1

第1章 地域福祉計画について

1. 計画策定の背景

従来のわが国の社会福祉は、戦後間もない時期において生活困窮者対策を中心として出発し、経済成長と共に発展してきましたが、長い間、高齢者、障害者など限られた人に対する行政からの給付や施設入所措置という形が中心でした。

その間、高度経済成長時代に農村から都市への大規模な人口移動が起こり、過密と過疎が問題化し、農村と都市の双方でかつての伝統的な家庭や地域の助け合い機能は弱くなりました。低成長時代に移ると地域間の人口移動は少なくなりましたが、核家族化、少子・高齢化が進展し、介護が地域で身近な問題となりました。また、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

他方で、近年、ボランティアやNPO法人などの活動が活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティを形成する動きも見られます。

こうしたなか、国は社会福祉基礎構造改革に取り組み社会福祉の抜本的な改革がなされ、平成12年社会福祉事業法改正により改称された社会福祉法の中に「地域福祉の推進」が明確に規定されました。その意義は、平成10年6月17日中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会が発表した「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」及び社会福祉法第3条、第4条に示されています。

これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考えに基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかねばなりません。そのためには社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可欠です。

佐倉市は、昭和29年町村合併により誕生し、当時の人口は約3万5千人でしたが、その後市外から移り住む方を迎え入れ、今や約17万5千人の都市に成長しました。佐倉市においても、前述の家庭や地域の助け合い機能の弱体化など社会の変化は例外ではありません。こうした現状を踏まえ、私たちは今日の時代状況にあった新たな地域福祉を確立する必要があります。

佐倉市地域福祉計画は、当事者主体の立場に立った福祉サービス提供システムと、住民が多様な生活上の課題について、市、関係機関、事業者等との協働のもとに、自らその解決に向けた取り組みができる方策を、構築していくことを目指しています。

【参考】

社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）（抜粋）

成熟した社会においては、国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本となるが、生活上の様々な問題が発生し、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなる場合がある。

これからの社会福祉の目的は、従来のような限られた者の保護・救済にとどまらず、国民

第1章 地域福祉計画について

全体を対象として、このような問題が発生した場合に社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援することにある。

【参考】

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

【参考】

佐倉市は、まちづくりに関する自治運営に関して、相互に独立した団体及び個人が公共の利益に資する同一の目的をもったまちづくりに係る事業に対し、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組む市民協働によるまちづくりを推進するため、「佐倉市市民協働の推進に関する条例」が制定されています。（平成19年1月1日施行）

また、個性を認め合い、協調性のあるまちづくりを推進するため、基本的人権を正しく理解して、人権感覚の向上に努めるとする「人権尊重・人権擁護都市」を宣言しています。宣言の中では、人権尊重の教育や啓発活動に積極的に取り組むとしています。（平成9年2月宣言）

さらに、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、性別にかかわらず社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うという男女平等参画社会の実現を目指し「佐倉市男女平等参画推進条例」（平成14年12月制定）を定めています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、第3次佐倉市総合計画・後期基本計画を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

佐倉市は、これまで健康福祉分野の行政計画として、佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画、佐倉市障害者計画、佐倉市次世代育成支援行動計画、佐倉市健康増進推進計画及び佐倉市福祉のまちづくり計画を策定して、個々の計画に基づいた施策が展開されています。本計画は、これら佐倉市の健康福祉分野の計画における共通理念を定め、横断的な視点から地域福祉を推進していくための計画です。

また、本計画は、住民の多様な生活上の課題について、「佐倉市市民協働の推進に関する条例」の理念のもとに市と住民、関係機関、事業者等が相互に連携しその解決に向けた協働の方向性を示す計画であり、教育や防災、男女平等参画などさまざまな生活関連分野にわたる計画や施策を一部内包しています。

さらに、本計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の地域福祉活動計画と相互に連携・補完しあう関係にあります。

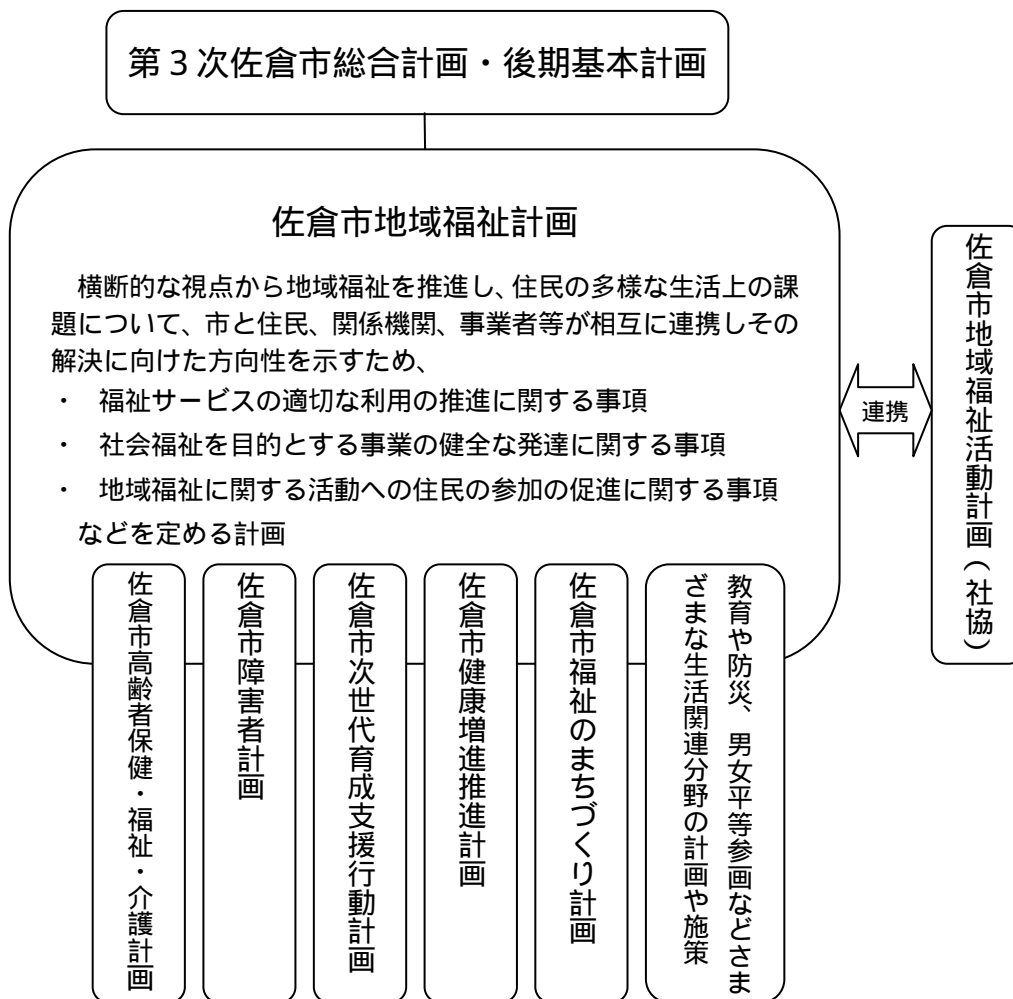


図 1-1 佐倉市地域福祉計画関係図

3 . 計画の期間

本計画の期間は、第3次佐倉市総合計画・後期基本計画の計画期間の終期と整合させ、平成20年度から平成22年度までの3年間とします。

4 . 策定の方法と策定体制

計画の策定にあたっては、(1)対象者横断的、(2)企画段階から当事者を含めた県民と行政の協働という「健康福祉千葉方式」に基づき、また、計画策定過程そのものが地域福祉推進であるとの考え方から、次の4組織を設置して市民と市が協働して手作りの策定作業を行いました。

(1) 佐倉市地域福祉計画策定懇話会

佐倉市地域福祉計画策定懇話会は、4つの策定組織の最上位に位置し計画素案の取りまとめを行いました。学識経験者、福祉施設関係者、民生委員・児童委員、商工会議所関係者、公募市民など15名で構成しました。

(2) 佐倉市地域福祉計画策定作業部会

佐倉市地域福祉計画策定作業部会は、生活課題の収集、分析、素案の原案作成などを行いました。福祉施設関係者、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、高齢者クラブ関係者、ボランティア、公募市民など30名以内で構成しました。

(3) 佐倉市地域福祉計画策定庁内検討会

佐倉市地域福祉計画策定庁内検討会は、作業部会及び研究会の作業の成果を検討して庁内関係各課の意見を調整しました。福祉部長及び関係12課の課長で構成しました。

(4) 佐倉市地域福祉計画策定庁内研究会

佐倉市地域福祉計画策定庁内研究会は、作業部会の補佐と作業部会が行った作業の成果について検討しました。福祉部調整担当及び関係12課の職員で構成しました。

佐倉市はこれらの組織を平成18年3月に設置しましたが、それに先立って、佐倉市社会福祉協議会は平成17年6月に計画策定組織を設置して地域福祉活動計画の策定に取り組んでいました。

計画の位置づけで述べたとおり、地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に連携・補完し合う関係にありますので、両計画の策定組織が連携して計画策定作業を行いました。具体的には、両計画の計画策定過程において、相互に課題の共有、検討の方向性の一致等を図るべく、合同により生活課題の収集・整理やタウンミーティングの開催を行いました。(5ページ図1-2、24～25ページ図2-12参照)

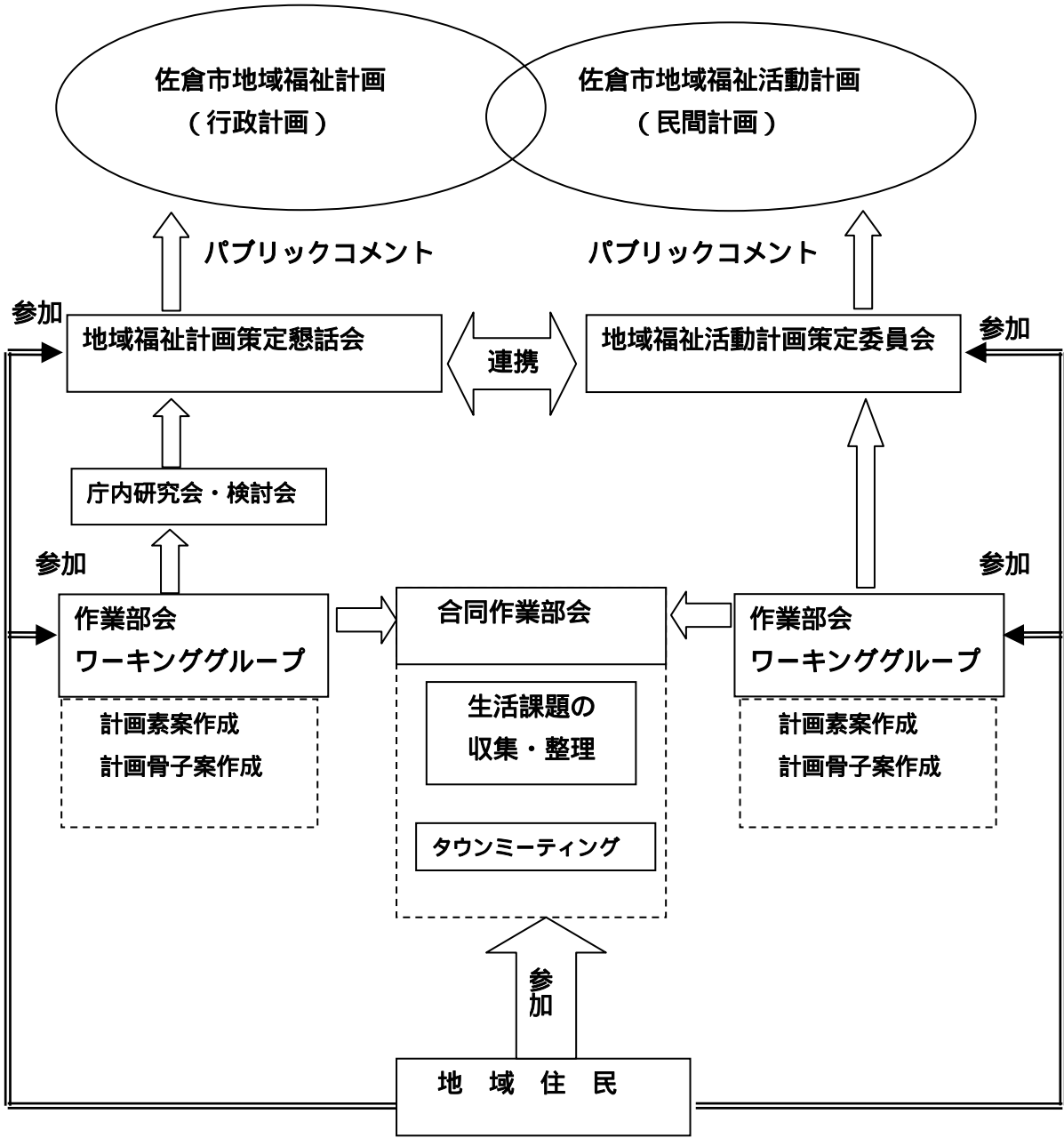


図 1-2 計画の策定体制

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 佐倉市の特性

(1) 位置・地勢

佐倉市は千葉県北部、下総台地のほぼ中央に位置しています。東京都心へは西に40キロメートルの距離にあり、成田国際空港へは東に15キロメートル、千葉市へは南西に15キロメートルの位置にあります。

東京の中心部へはJR、京成電鉄で約1時間、成田国際空港へはJRで21分、京成電鉄で16分、千葉駅へはJRで16分で連絡できます。また、市の南部には東関東自動車道の佐倉インターチェンジがあり、本市の産業活動を支えています。

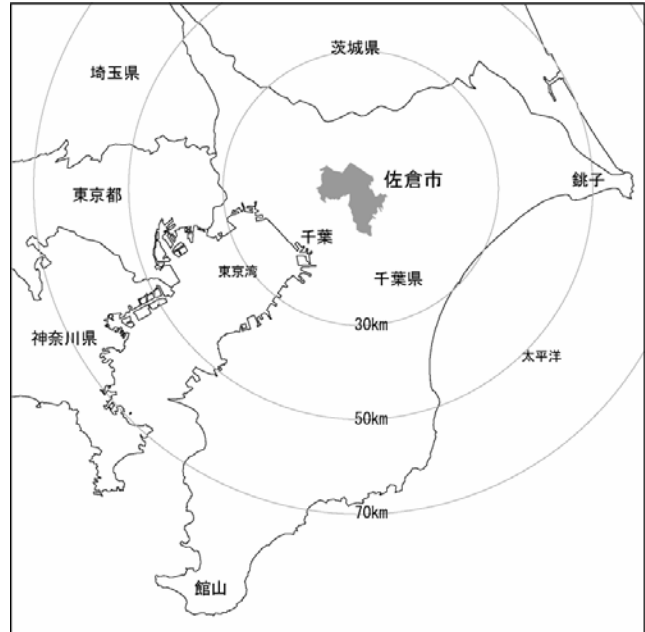
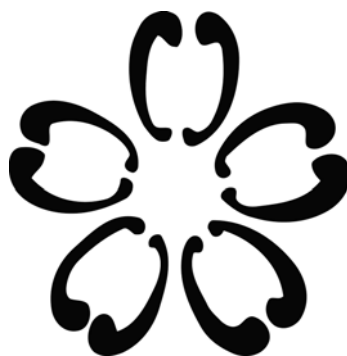


図 2-1 佐倉市の位置

市の北側には印旛沼があり、市域は印旛沼の南に広がる低地と斜面緑地に囲まれた台地からなっています。そして、その間を鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが流れ、印旛沼に注いでいます。台地は南が高く、北が低い地形で、標高は30メートル前後です。台地の端部に位置する佐倉城跡、そして印旛沼周辺や、南部の農村地帯などには豊かな自然が残されています。



市の花（花菖蒲）



市章



市の木（桜）

(2) 沿革

佐倉市は、昭和29年3月に佐倉町、臼井町、志津村、根郷村、弥富村、和田村の6町村が合併して誕生し、後に旭村、四街道町(当時)の一部を編入して現在の姿となりました。

市域は旧町村界によって大きく7地区に分けられますが、いずれの地区も水と緑の自然環境との調和や伝統と文化が薫る歴史的な環境との調和を保ちながら、発展しています。城下町としての歴史を持つ佐倉地区はかつてから行政の中心地区として、南部に位置する根郷、和田、弥富地区は農業地帯であるとともに県内有数の内陸工業団地が展開する地区として、そして西部に位置する志津、臼井、千代田地区は宅地開発による人口増加に加えて商業等の成長もめざましい地区として、それぞれに豊かな個性を持って発展しています。



図 2-2 佐倉市の7地区

2. 人口動態

(1) 総人口の推移

佐倉市の平成19年3月末の住民基本台帳による総人口は175,126人です。市制が施行された昭和29年3月末の人口は35,196人ですから53年間で約4.97倍に増加したことになります。特に昭和40年3月末から平成10年3月末にかけて毎年数千人規模で人口が増加し、40,528人から170,292人と33年間で約4.2倍に増加しました。平成10年3月末に人口が17万人を超えてからは緩やかな増加傾向となり平成17年3月末、平成18年3月末の対前年度人口は減少しています。

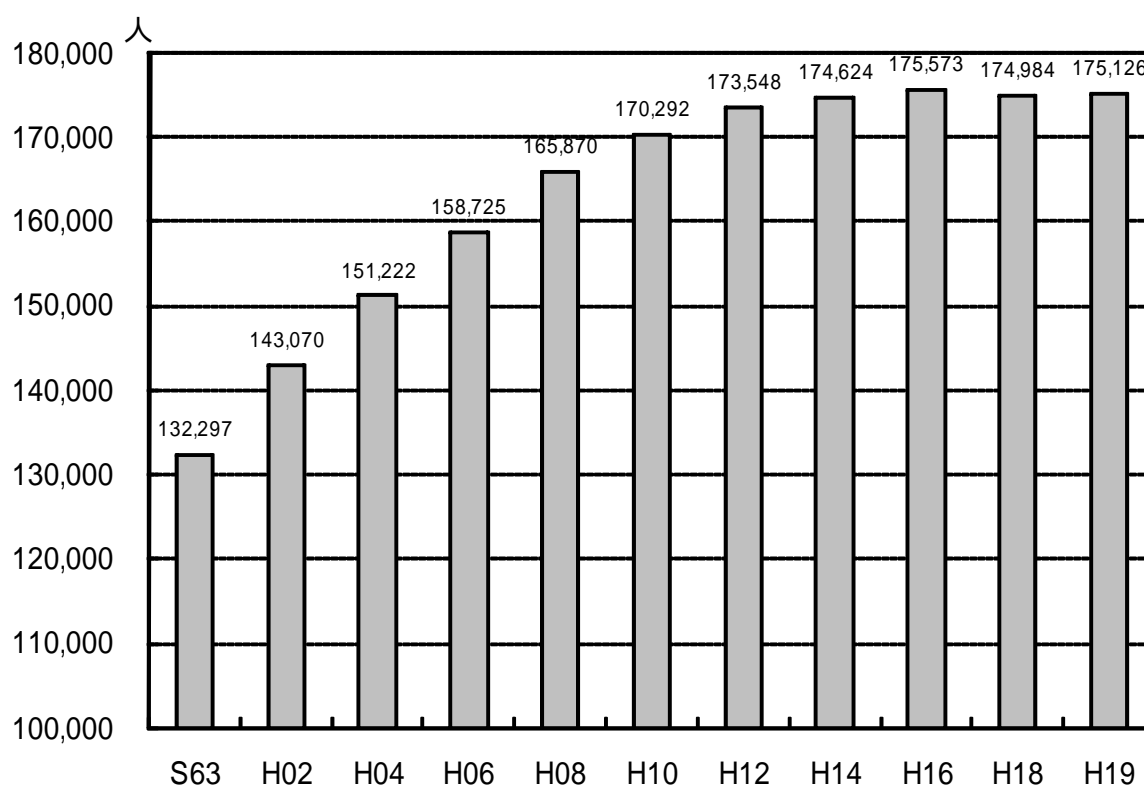


図 2-3 総人口の推移 資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

(2) 将来人口の推計

佐倉市の総人口は、かつてのような大幅な人口増加は見られないものの、本計画期間終了時においては、微増の概ね17万6千人になるものと予測されます。（第3次佐倉市総合計画・後期基本計画より。「本計画期間終了時」は平成22年度末です。）

3. 高齢者の状況

(1) 高齢化率の推移

65歳以上の高齢者人口は、年々増加しており、平成19年3月末には32,034人になっています。昭和63年と比較すると約3.12倍になっています。また、総人口に占める割合も7.8%から18.3%へと上昇し高齢化が進展していることが顕著となっております。

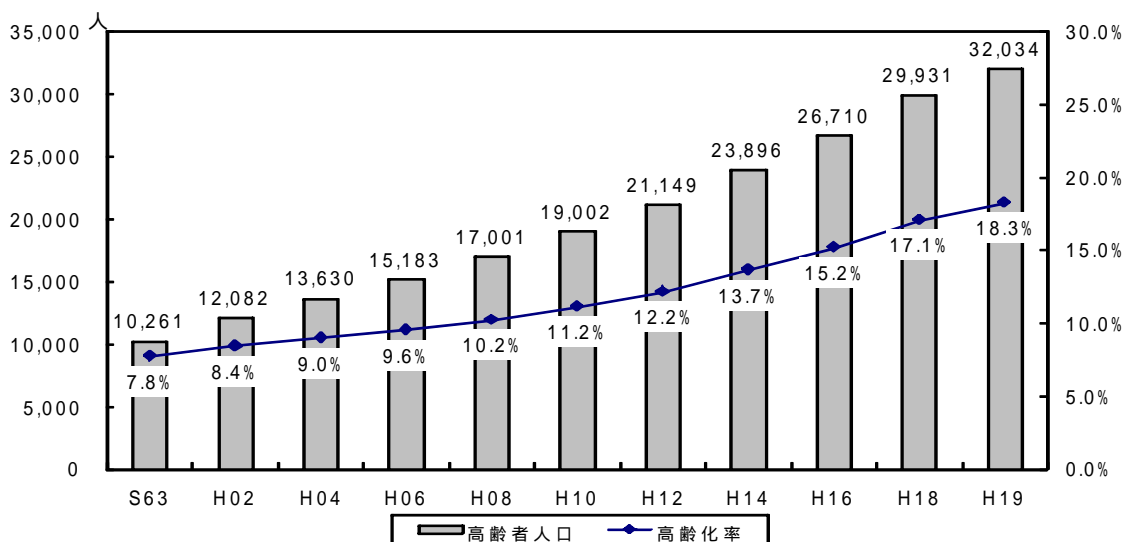
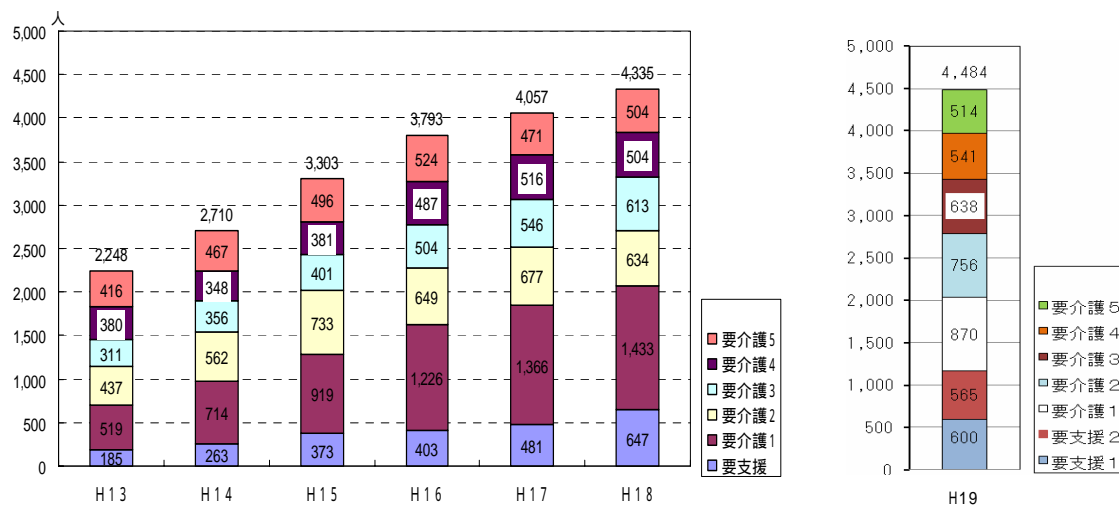


図 2-4 高齢化率の推移 資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

(2) 要介護高齢者について

介護保険サービスを利用するために、認定申請した高齢者のうち介護や支援を要すると認定されたのは、平成19年3月31日現在で4,484人です。平成13年3月末から6年間で約99%増加しております。



資料：介護保険課（各年3月末現在。なお、H19は分類の定義が変更されたことから別グラフとした。）

図 2-5 要介護高齢者

4. 障害者の状況

身体障害者数は、平成18年3月から減少に転じました。知的障害者、精神障害者はいずれも増加傾向にあります。また、総人口に占める割合については、身体障害者、知的障害者の双方とも横這い傾向ですが、精神障害者については、平成13年の0.07%から平成19年の0.228%へと大きくその割合を増やしております。

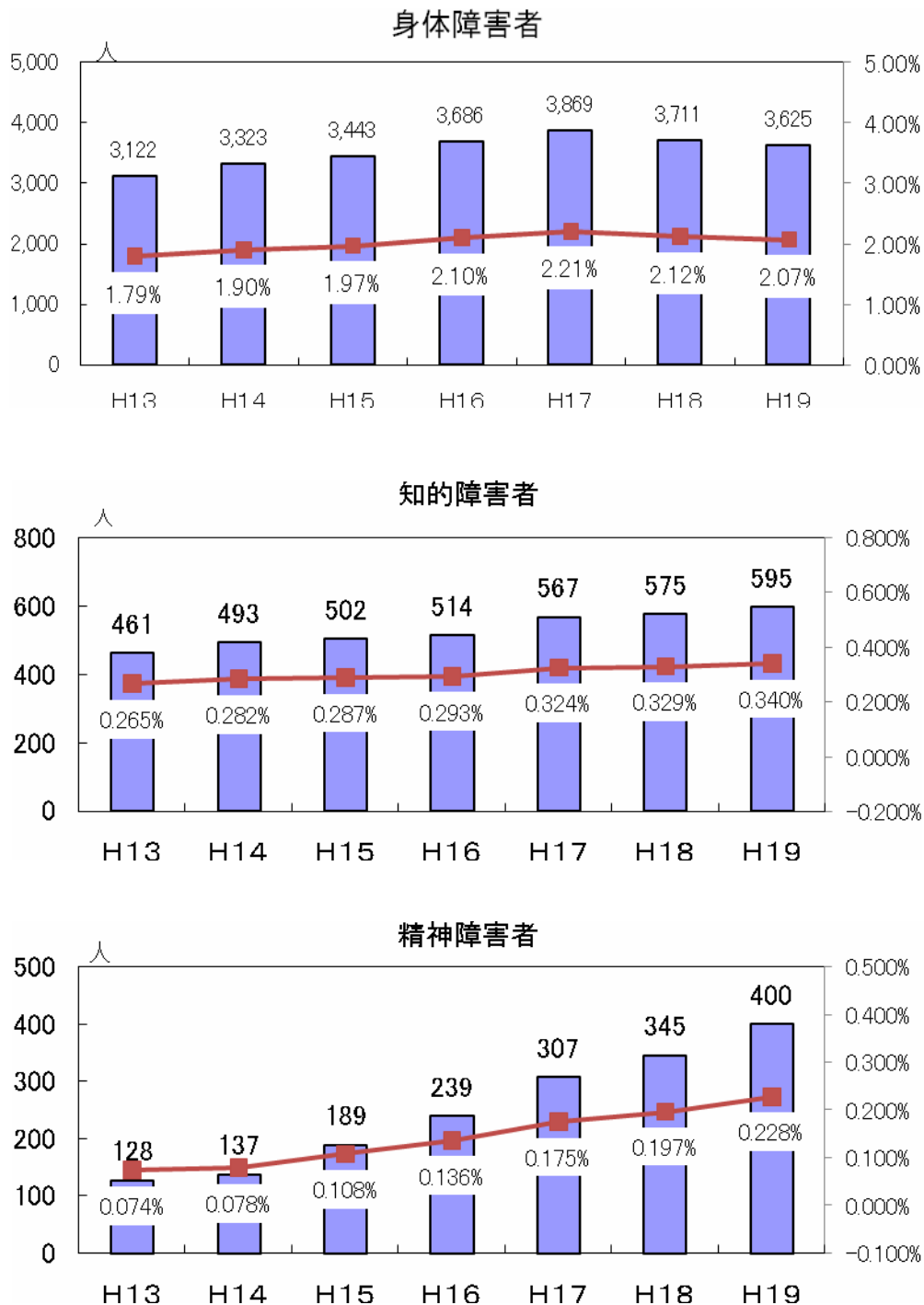


図 2-6 障害者の状況 資料：障害福祉課（各年3月末現在）

5. 子ども・子育て家庭の状況

(1) 年少人口率の推移

15歳未満の年少人口は、平成19年3月末現在 22,129 人であり、昭和63年3月末と比較すると7,224人の減少となっています。また、総人口に占める割合についても22.2%から12.6%へ低下しています。

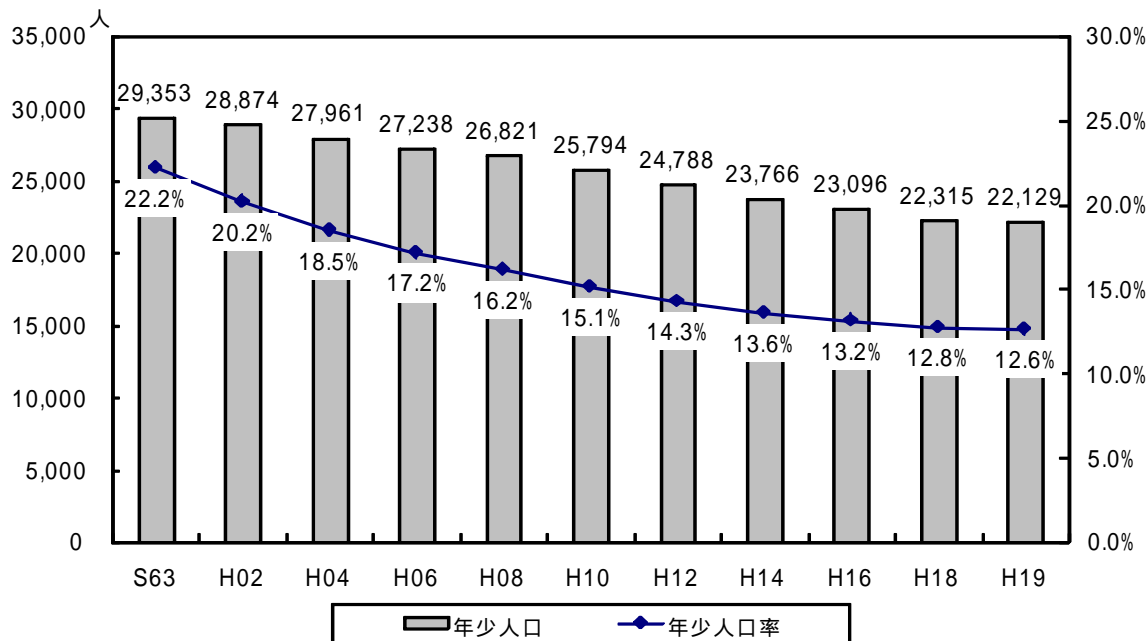


図 2-7 年少人口の推移

資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成18年では1.02と全国・千葉県よりもかなり低く推移しております。

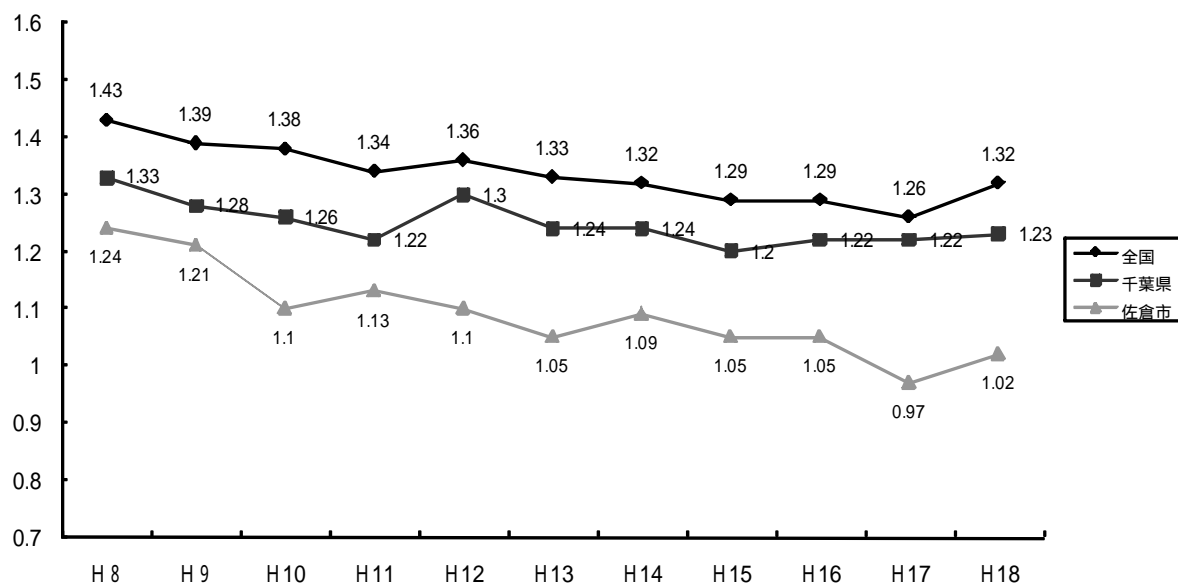


図 2-8 合計特殊出生率の推移

資料：人口動態統計(各年12月末現在)

6. 生活困窮者の状況

生活保護受給世帯は、年々増加傾向にあります。生活保護受給世帯全体に占める割合で最も多い世帯類型は「高齢者世帯」で、次いで「傷病・障害世帯」が多くなっております。

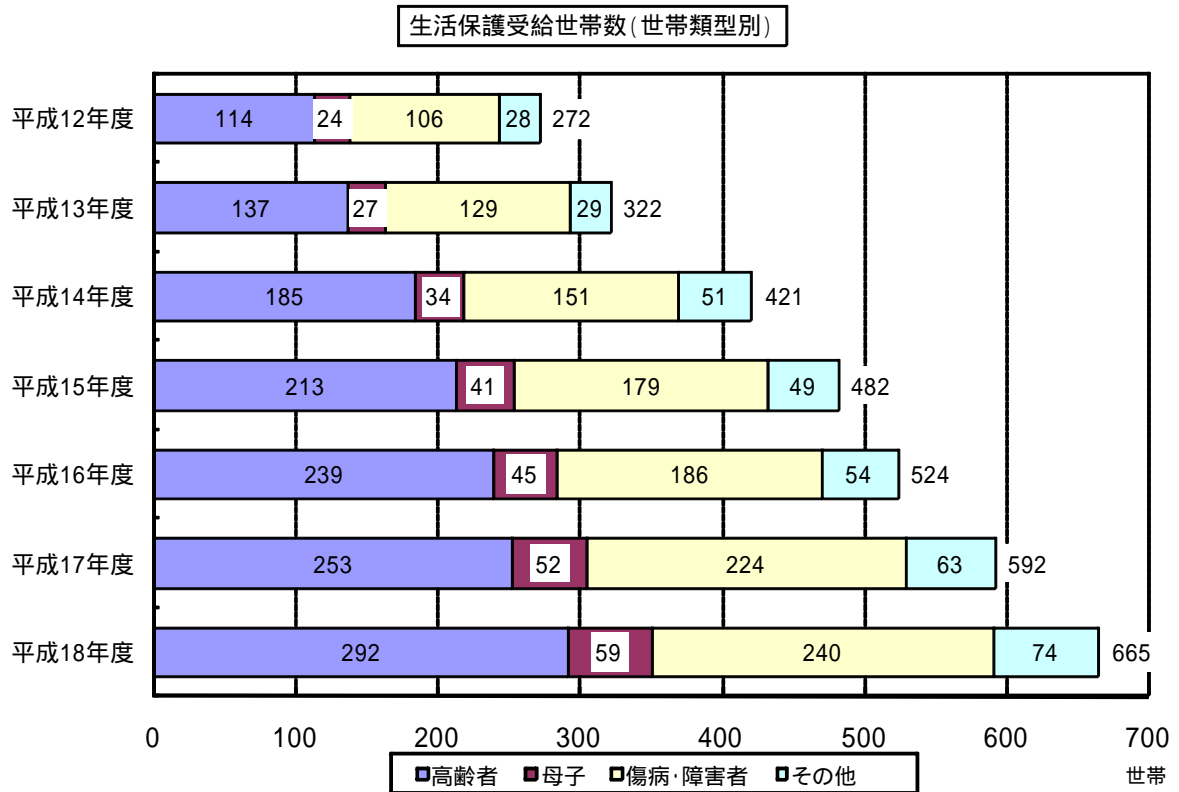


図 2-9 生活困窮者の状況

資料：社会福祉課（各年度平均世帯数）



7. 社会資源（施設、事業所）の状況

社会資源とは、人々の生活の諸要求や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称です。

ここでは、地域福祉に関連する社会資源として、市内の社会福祉施設・事業所、幼稚園、小・中学校、保健医療施設、自治会・町内会等集会所及び佐倉市が所有する公共施設を下記の表のとおり区分して掲載します。（平成19年3月31日現在）

なお、社会資源（施設、事業所）には複合施設の中にあるものもありますが、施設等名称、機能が違っている場合は、別施設として数えております。

【高齢者関連】

施設等名称	設置数
1. 地域包括支援センター	1
2. 地域介護相談センター	5
3. 老人福祉センター	1
4. 老人憩の家	3
5. シルバー人材センター	1
6. 高齢者福祉作業所	1
7. 居宅介護支援（ケアマネジャー）	39
8. 訪問介護	35
9. 訪問入浴介護	2
10. 訪問看護	4
11. 訪問リハビリテーション	2
12. 福祉用具貸与	10
13. 福祉用具販売	7
14. 通所介護（デイサービス）	26
15. 通所リハビリテーション（デイケア）	4
16. 短期入所生活介護（ショートステイ：福祉）	10
17. 短期入所療養介護（ショートステイ：医療）	4
18. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	5
19. 介護老人保健施設（老人保健施設）	4
20. 介護療養型医療施設	1
21. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	5
22. 認知症対応型通所介護	1
23. 特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）	1
24. ケアハウス（軽費老人ホーム）	2
25. 地域密着型特定施設入所者生活介護	1
26. 指定介護予防支援事業所	1

【障害者関連】

施設等名称	設置数
1. 身体障害者療護施設	1
2. 視覚障害者更生施設	1
3. 身体障害者通所授産施設	1
4. 身体障害者デイサービス事業	1
5. 身体障害者短期入所事業	2
6. 知的障害者入所更生施設	2
7. 知的障害者通所更生施設	2
8. 知的障害者グループホーム	2
9. 知的障害者デイサービス事業	2
10. 知的障害者短期入所事業	4
11. 心身障害者福祉作業所	2
12. 心身障害者小規模福祉作業所	2
13. 児童デイサービス事業	2
14. 児童短期入所事業	4
15. 精神障害者小規模作業所	1
16. 障害者生活支援センター(身体)	1
17. 障害者生活支援センター(知的)	1

障害者関連の各施設は、障害者自立支援法の規定により障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付を行う）、地域生活支援事業を行う施設に移行予定

【子育て関連】

施設等名称	設置数
1. 保育園	15
2. 地域子育て支援センター	9
3. 学童保育所	15
4. 児童センター	3
5. 老幼の館	2
6. 幼稚園（教育施設だが便宜上この区分とした）	13
7. 小学校（教育施設だが便宜上この区分とした）	23
8. 中学校（教育施設だが便宜上この区分とした）	11

【その他福祉関連】

施設等名称	設置数
1. 社会福祉センター（社会福祉協議会）	1
2. 地域福祉センター	2
3. 中核地域生活支援センター	1

【保健・医療関連】

施設等名称	設置数
1. 保健所	1
2. 健康管理センター	1
3. 保健センター	2
4. 小児初期急病診療所	1
5. 病院	6
6. 診療所	104
7. 歯科医院	82
8. 助産所	3
9. 薬局	71
10. 休日夜間急病診療所	1

【その他地域福祉に関連のある施設】

施設等名称	設置数
1. 公民館	6
2. 図書館	4
3. ヤングプラザ	1
4. コミュニティセンター	4
5. 消費生活センター	1
6. 市民公益活動サポートセンター	1
7. 男女平等参画推進センター	1
8. 自治会・町内会等集会所	158

【その他の市の公共施設】

施設等名称	設置数
1. 出張所、派出所	7
2. 臼井情報コーナー	1
3. 市史編さん室	1
4. 佐倉草ぶえの丘	1
5. 青少年センター	1
6. 市民体育館	1
7. 青少年体育館	1
8. 岩名運動公園陸上競技場	1
9. スポーツ資料館	1
10. 市民音楽ホール	1
11. 美術館	1
12. 佐倉順天堂記念館	1
13. 旧河原家住宅	1

14. 旧但馬家住宅	1
15. 旧武居家住宅	1
16. 旧堀田邸	1
17. 教育センター	1
18. 佐倉新町おはやし館	1

前掲の社会資源のうち、【高齢者関連】【障害者関連】【子育て関連】の佐倉市7地区における分布状況は、下図のとおりです。

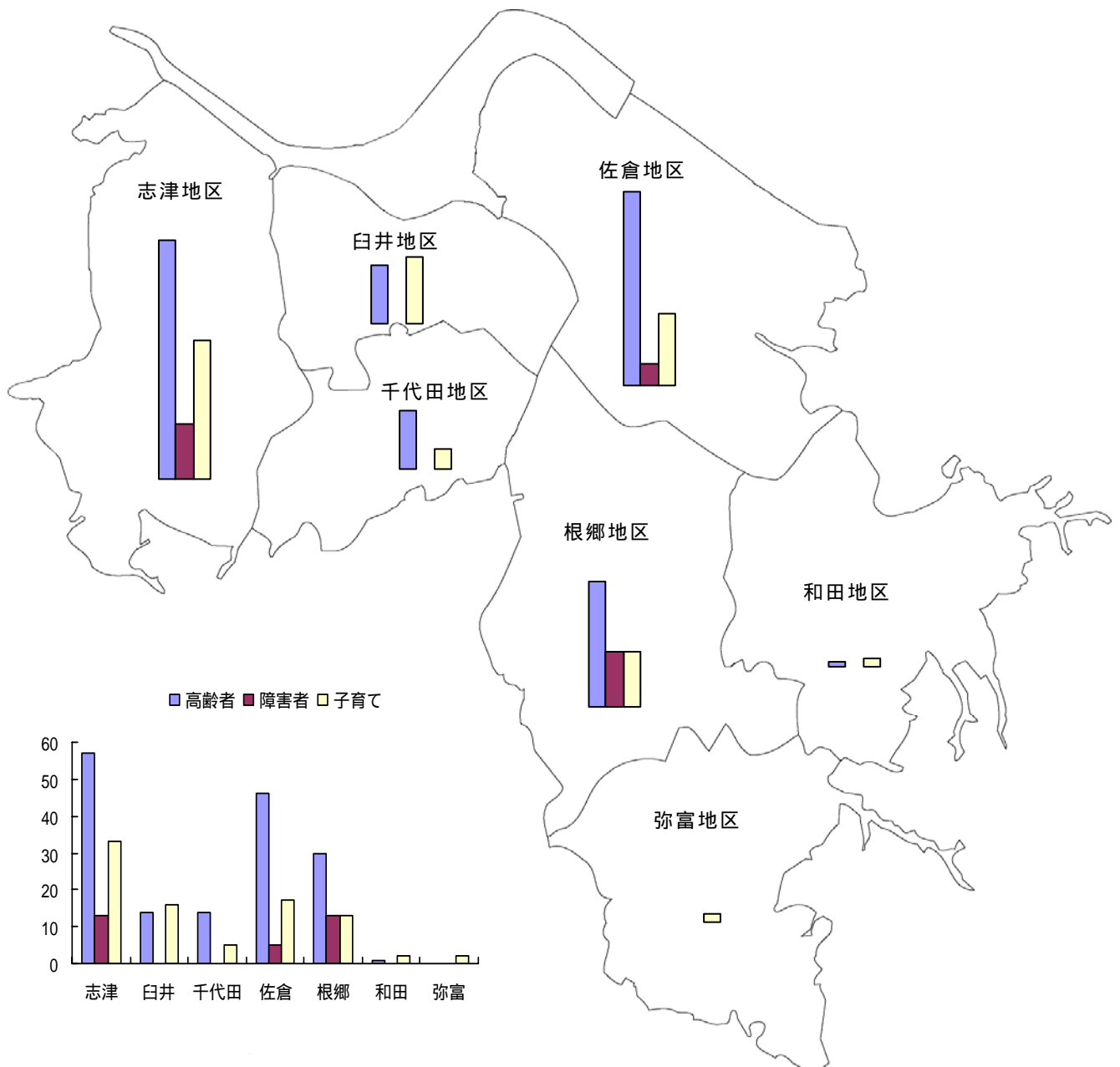


図 2-10 高齢者、障害者、子育てに関連する施設等の分布

8. 地域福祉の担い手の状況

(1) 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の状況

佐倉市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられており、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、福祉施設等、地域福祉を推進する住民及び団体により構成され、地域住民を主体とした福祉活動を推進しています。

また、社会福祉協議会が推進母体となって、住民参加による福祉の網の目づくりのため、市内14地区に地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が立ち上げられ、それぞれの地区の特性に応じて福祉委員が中心となって住民と共に地域福祉活動を推進しています。

地区社会福祉協議会の状況

資料：社会福祉協議会 平成19年4月現在

佐倉西部地区社会福祉協議会	福祉委員 67 名	志津地区社会福祉協議会	福祉委員 109 名
佐倉東部地区社会福祉協議会	福祉委員 82 名	ユ-カリが丘地区社会福祉協議会	福祉委員 149 名
内郷地区社会福祉協議会	福祉委員 55 名	西志津地区社会福祉協議会	福祉委員 72 名
白井地区社会福祉協議会	福祉委員 59 名	根郷地区社会福祉協議会	福祉委員 86 名
白井東地区社会福祉協議会	福祉委員 49 名	和田地区社会福祉協議会	福祉委員 45 名
王子台地区社会福祉協議会	福祉委員 64 名	弥富地区社会福祉協議会	福祉委員 42 名
志津南地区社会福祉協議会	福祉委員 87 名	千代田地区社会福祉協議会	福祉委員 65 名
		合計	福祉委員 1030 名

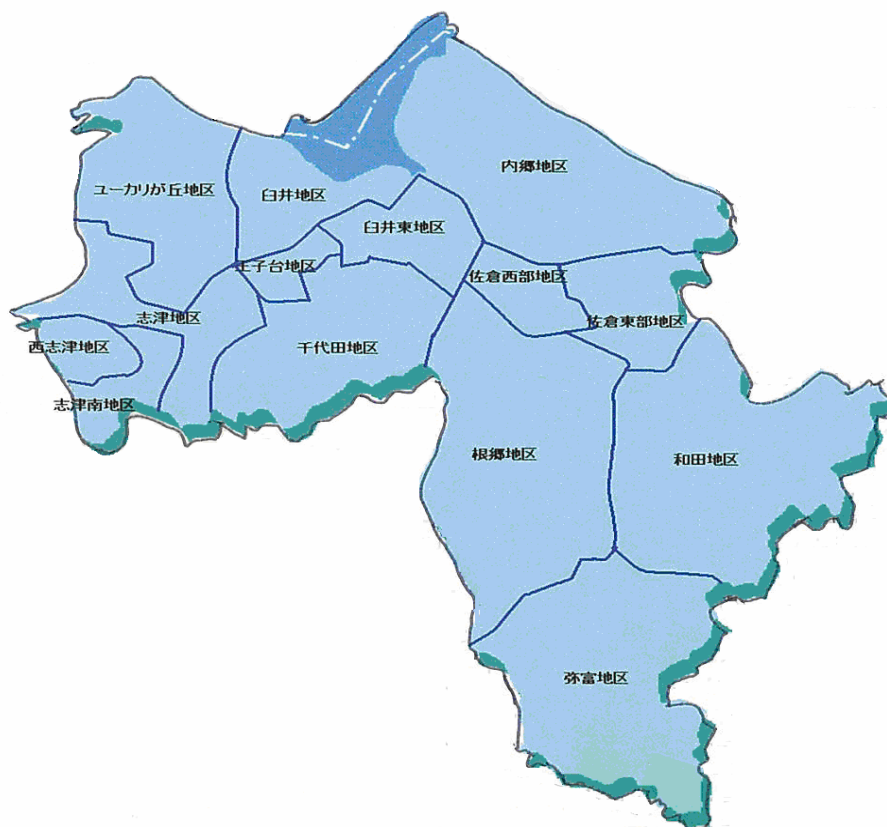


図 2-11 地区社会福祉協議会の区域

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、民生委員法、児童福祉法により「住民（児童、妊産婦）の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされており、地域福祉の最前線で活動しています。佐倉市には平成19年4月現在175人の民生委員・児童委員と16人の主任児童委員が厚生労働大臣から委嘱されています。

(3) 自治会・町内会等

佐倉市内には、自治会、町内会、区など（以下、「自治会・町内会等」という。）地域によって名称は違いますが、多数の自治組織があります。自治会・町内会等は、同じ地域に住む人々で親睦や交流を通じて連帯感を培い、地域に共通する課題をお互いに協力して解決し、より豊かな地域づくりを進めていくために自主的に組織された自治組織です。

住民参加のまちづくりという点から、地域福祉の推進に重要な役割が期待されます。

(4) ボランティア

少子高齢化や核家族化が進み、家庭における扶助機能や地域コミュニティの相互扶助機能が低下する中で、ボランティア活動は、高齢者や障害者、青少年を含む全ての人々が共に支え合い助け合うまちづくりを推進する核となるものと考えられます。多くの方がボランティア活動に参加されることが期待されます。

(5) その他

その他の地域福祉の担い手としては、NPO、社会福祉法人、高齢者クラブ、保護司会、更生保護女性会、日赤奉仕団、PTA、商店会などさまざまな団体・個人があげられます。

9. 計画策定における福祉課題

計画の策定作業は、まず地域住民の生活課題を収集して、それをもとに計画を作っていく方法で行いました。

(1) 生活課題の収集

生活課題の収集にあたっては、地域福祉計画策定作業部会と地域福祉活動計画策定作業部会が合同作業部会を設置して行いました。

生活課題の収集は、次の4つの方法で行いました。

住民座談会

市内18会場で住民座談会を開催して、延べ805名の参加をいただき生活課題の収集を行いました。（資料編96ページ参照）

出前調査

福祉施設や要支援者の団体計13の団体を訪問して、ヒアリングによる生活課題の収集を行いました。（資料編97ページ参照）

アンケート調査

無作為に抽出した20歳以上の市民の方2,000名にアンケートを送信して、758名(回答率37.9%)の方から回答をいただきました。(資料編98ページから126ページ参照)

文献調査

佐倉市の行政計画書、市民意識調査報告書、社会福祉協議会住民福祉懇談会報告書などの資料から生活課題を収集しました。(資料編127ページ参照)

これら4つの方法により収集した生活課題は、合計6,683件ありましたが全く同じものや表現が違っていても同じ内容のものもあります。それを「高齢者関連」などの11の区分に分類整理して1,798課題に取りまとめました。

これらの課題は生活上の困りごとや要望など全般です。これらを福祉の視点から次の表のように切り分けて「公」と「協」を行政計画である地域福祉計画で扱う課題、「協」と「民」を民間計画である地域福祉活動計画で扱う課題にしました。

ここまでの作業で合同作業部会は解散しました。

区分	説明	課題数
「公」	市が解決すべき課題	363
「協」	市と民間が協働して解決すべき課題	626
「民」	民間が解決すべき課題	609
「その他」	福祉の課題として取り上げられそうもない課題	200

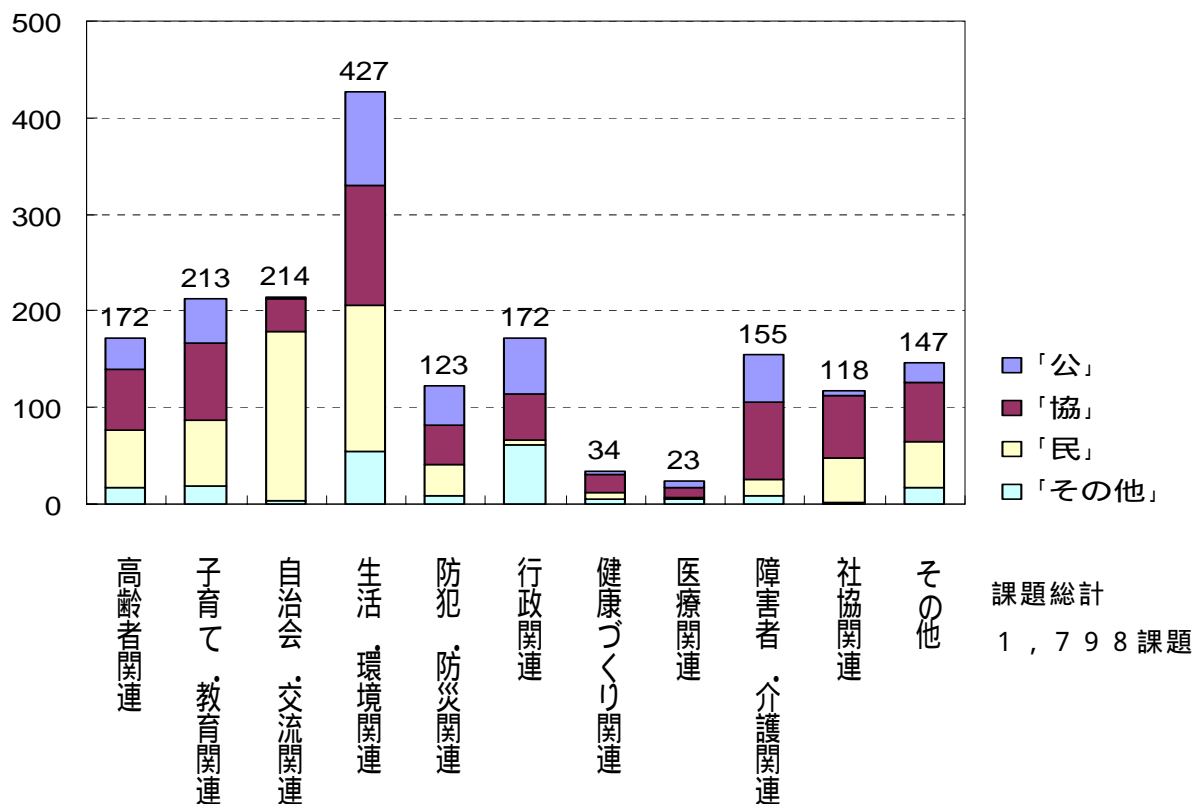


図 2-12 生活課題の概要

(2) 地域福祉課題

先の合同作業部会の作業で生活課題は、高齢者関連、子育て・教育関連、自治会・交流関連、生活・環境関連、防犯・防災関連、行政関連、健康づくり関連、医療関連、障害者・介護関連、社協関連、その他に分類してあります。

地域福祉計画策定作業部会は、高齢者関連ワーキンググループ() 担当)、子育て・教育関連ワーキンググループ() 担当)、障害者・介護関連ワーキンググループ() 担当)に分かれて生活課題の分析作業を行いました。具体的には、生活課題を福祉の視点で再分類して地域福祉課題に転換し、その項目ごとに「福祉課題名」「収集した課題の概要」「現在の取り組みの状況」「これからの取り組みの方向」を課題分析ワークシートにまとめました。

課題分析ワークシート	
福祉課題名	
収集した課題の概要	
現在の取り組みの状況	
これからの取り組みの方向	

図 2-13 課題分析ワークシート

作業部会3グループによるこの作業の結果、989あった「公」と「協」の生活課題は次の項目の地域福祉課題にまとめられました。

- | |
|----------------|
| 1. 高齢者の外出支援の充実 |
| 2. 高齢者の交通安全の確保 |

3 . 地域との交流支援・近隣社会のつながり
4 . バリアフリーの充実した街づくりと整備
5 . 福祉基盤整備の充実
6 . 災害時の高齢者の安全確保（含む防犯）
7 . 福祉・医療相談窓口の充実
8 . 自治会組織と福祉活動の連携
9 . 福祉の担い手の育成と確保
10 . 地域福祉活動拠点の確保
11 . 高齢者就労機会の確保と高齢者の生きがいづくり
12 . 高齢者の生きがいづくりの支援
13 . 福祉サービス情報の啓発と徹底
14 . 高齢者福祉ニーズの把握
15 . 若年者に対する対策を
16 . 学童保育
17 . その他（子育て、教育）
18 . 児童手当の見直し
19 . 子どもの安全確保
20 . 少子化対策
21 . 家庭教育・地域教育の推進
22 . 福祉教育の充実
23 . 安全安心な遊び場の確保
24 . 防災マニュアルの作成
25 . 情報不足
26 . 民生委員活動
27 . 介護予防
28 . 行政への対応
29 . 空きスペースの活用
30 . 地域福祉団体のネットワーク
31 . バリアフリーのまちづくり
32 . 障害者の相談支援
33 . 障害者の自立支援
34 . 障害者の理解不足
35 . 知的障害者への対応
36 . 介護保険の利用
37 . 介護保険サービスの範囲
38 . ケアマネジメントの向上を
39 . 要支援の利用者

40 . 健康の自己管理
41 . 学校保健教育
42 . 救急医療
43 . 地域医療格差
44 . 軽スポーツ

次に、課題分析ワークシートに記された「これからの取り組みの方向」をキーにして作業部会全体会議で分類を行い、計画の基本目標とすべきキーワードを探りました。そうしたところ「安全なまちづくり」「連携」「支えあい」「情報」の4つのキーワードにより課題分析ワークシートが分類され、それをもとに作業部会を4つのワーキンググループに再編成して計画の執筆作業に取り組みました。(24ページ～25ページの図2-14参照)



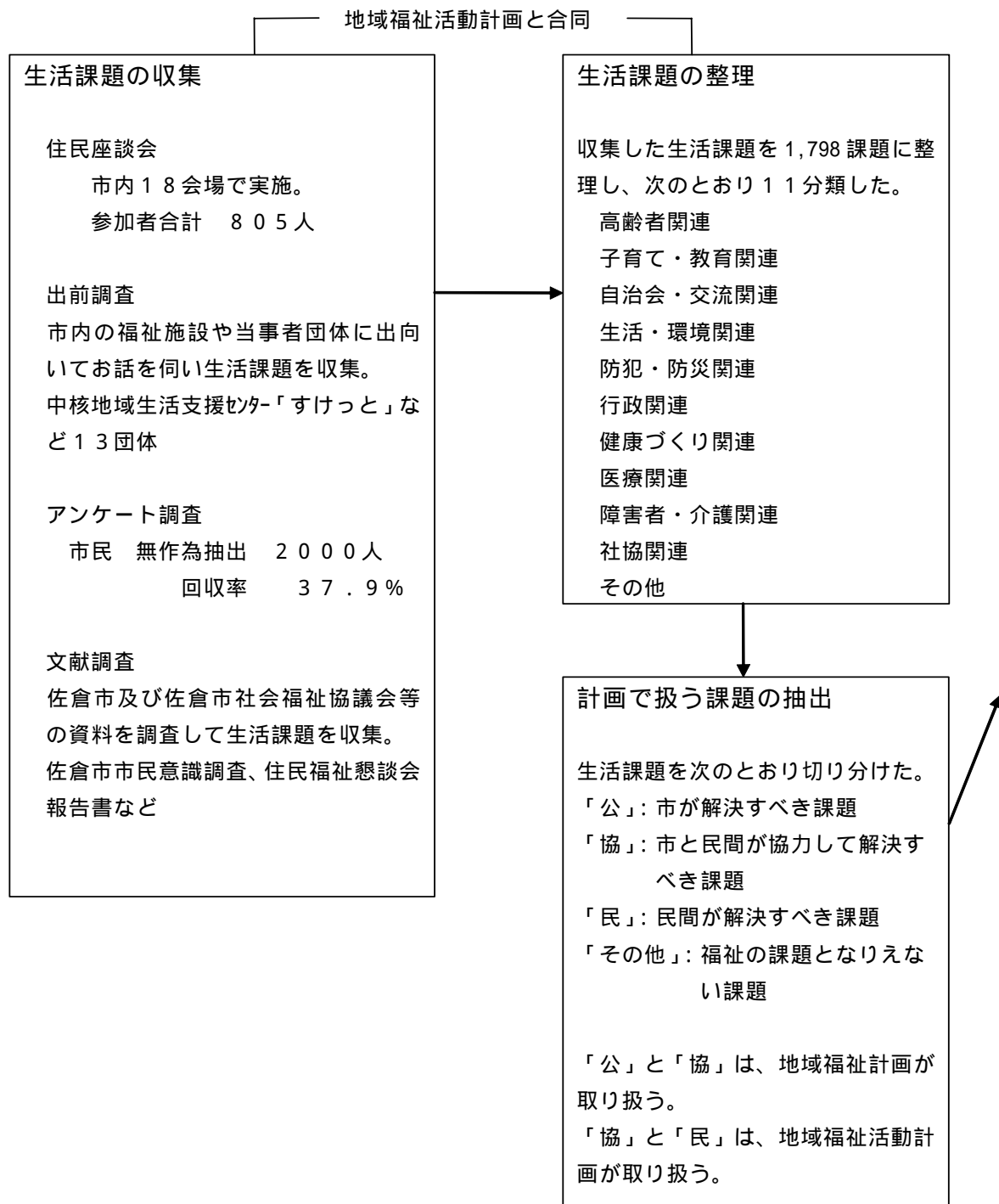
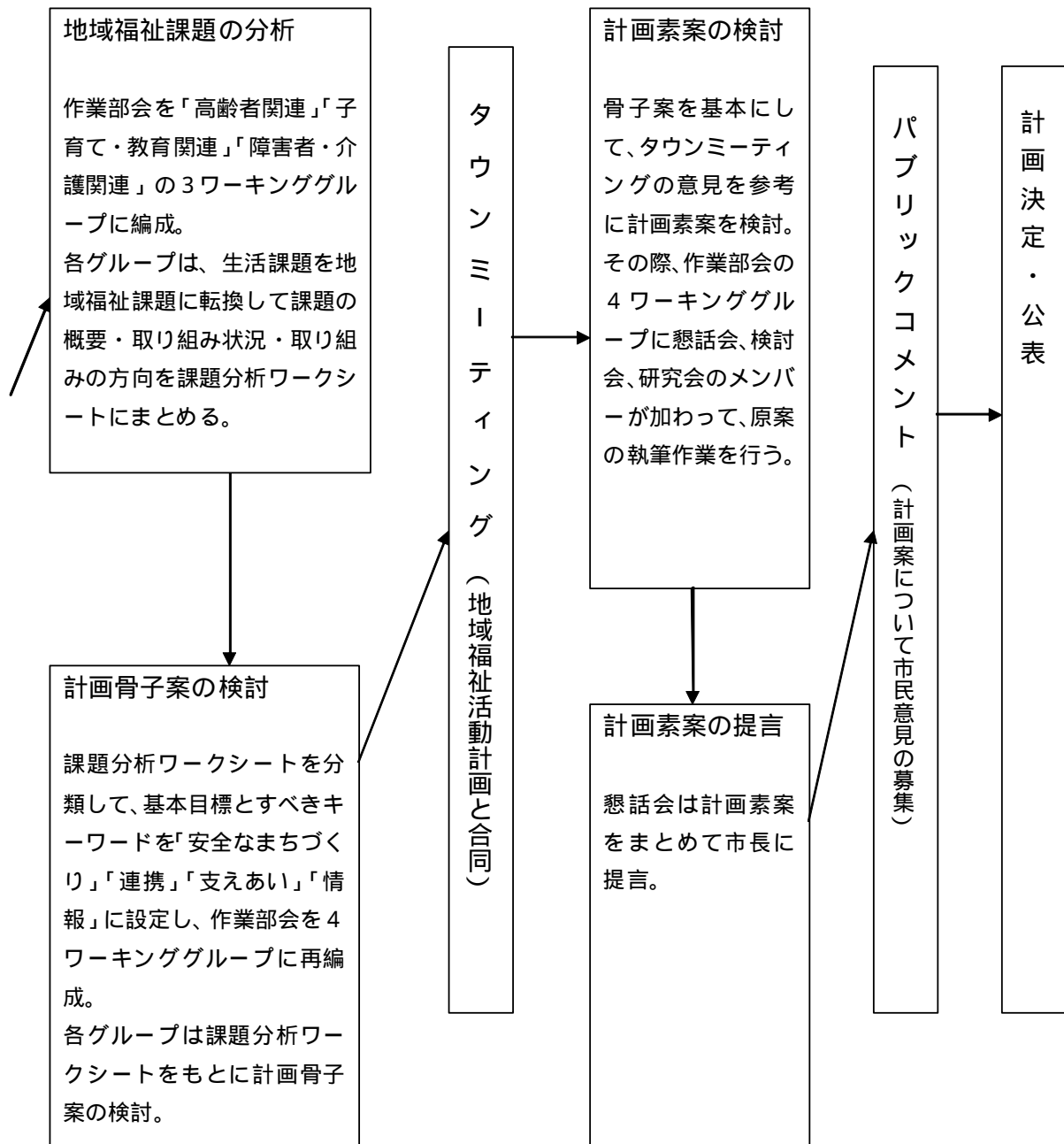


図 2-14 計画策定の流れ



第3章 地域福祉計画で目指す将来像と基本目標

1. 地域福祉計画で目指す将来像

我が国では、高齢化・少子化が、世界に例のないようなスピードで進み、また人口減少が予想以上に早く始まり、今後もこの状況は続くと言われています。このことは佐倉市でも例外ではありません。

私たちは、子育てしやすく、学びやすく、働きやすく、老後を過ごしやすい、活力に満ちたまちを創り、物質的豊かさのみならず、精神的豊かさをも実感できる佐倉市として、次の世代に確実に引き継ぎ、高齢化・少子化・人口減少社会に備えなければなりません。

そこで、佐倉市の他の健康福祉分野の計画とあいまって、安心できる高齢化・少子化時代の福祉の充実を図るため、佐倉市地域福祉計画で目指す将来像を次のとおり描きました。

一人ひとりが 自分らしく 安心して 暮せる 地域社会

この将来像は、「地域で暮らすすべての人が、人としての尊厳をもって、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、その人らしく、安心のある生活がおくれるように、地域社会全体で支え合う」ことを表すものです。



2. 将来像を実現するための基本目標

第2章では、住民が抱える生活全般にわたる課題を整理し、福祉の視点からそれぞれの課題に対するこれからの取り組みの方向を検討しました。その作業で提案されたこれからの取り組みの方向を分類したところ、健康で安心して暮らせる安全なまちづくり、市と市民の協働体制を推進すること、みんなが手をつなぎ支え合い助け合うこと、適切な福祉サービスを提供するための分かりやすい情報、の4つが重要であることがわかりました。

このことから、地域福祉計画で目指す将来像「一人ひとりが自分らしく安心して暮せる地域社会」を実現するための基本目標を次の4つに設定しました。

基本目標1 安心・安全なまちづくり

地域のすべての人が、健康で安心して暮らせるためには、医療機関の情報提供や予防医療、自立支援や在宅支援などの充実を図ることが大切です。

また、日常生活を取り巻く環境をノーマライゼーションの視点に立ち、ユニバーサルデザインを推進し安全なまちづくりを目指します。

取り組みの方向

1. 地域医療の充実
2. 誰もが暮らしやすいまちづくり
3. 自立するための在宅支援の充実と施設整備

基本目標2 協働のしくみづくり

住み慣れた地域でいつまでも生活していくためには、市民の自主的・主体的な地域福祉活動が欠かせません。市は、その基盤整備として、活動の担い手の育成、拠点・財源の確保について、市民と協働して取り組みを進めていきます。

また、保健福祉の相談体制など地域福祉推進の体制づくりを市民との対話を図りつつ進めていきます。

取り組みの方向

1. 保健福祉相談体制の整備
2. 地域福祉推進の担い手の育成
3. 地域福祉推進の体制づくり
4. 地域福祉推進の資源・財源の確保

基本目標3 交流と支え合いの地域づくり

地域に住む住民同士が子どもから高齢者まで世代を超えた交流を図ることで、自分らしく生き生きと暮らし、みんなが手をつなぎ支え合い、助け合う地域社会をつくります。

また、住民や地域の福祉推進団体等を中心にネットワークづくりを進め、地域の問題を地域で支え合い解決できるようなまちづくりを進めます。

取り組みの方向

1．地域福祉ネットワークづくり
2．地域での交流の推進と生きがいづくり
3．福祉、保健意識を高める
4．健全な子育て支援の充実

基本目標4 分かりやすい情報のしくみづくり

地域で自分らしく安心して暮らすことを誰もが望んでいます。そのためには、分かりやすく正確な情報を必要な人が必要なときに利用して自己決定できると共に、安心して自らの情報を発信できることが必要です。

このような情報を共有するしくみづくりに取り組みます。

取り組みの方向

1．分かりやすい情報と利用しやすい窓口
2．安全を守る情報のしくみ
3．自己決定を支える権利擁護



3. 地域福祉推進圏域

地域の福祉課題やニーズには、近隣の助け合いや地域のボランティア活動などで解決できること、公的福祉サービスや社会福祉法人等の専門的な支援が必要なこと、さらに近隣の助け合いや公的福祉サービス等の複合的な支援が必要なことまで、きわめて多様な事項があります。

地域福祉計画では、このような地域の福祉課題やニーズに対して、行政が行う公的福祉サービスの提供すなわち行政の取り組みを計画化するだけでなく、地域住民等の福祉の担い手が行う取り組みは何なのかを自らが明らかにする仕組みづくりが必要です。

このような取り組みを効率的、効果的に展開していくために、市全域を一単位として捉えるのではなく、小域福祉圏、中域福祉圏及び基本福祉圏の三層構造の地域福祉推進圏域（図3-1参照）を設定します。

小域福祉圏では、地域住民等の福祉の担い手は、圏域内の福祉課題やニーズを掘り起こすとともに、その解決に向けた取り組みを開発し展開していくことが望まれます。

中域福祉圏では、小域福祉圏の取り組みだけでは解決できない福祉課題やニーズを抱えた方を支援するために、対象者横断的な福祉総合相談支援体制とケアマネジメント体制の構築を目指します。

基本福祉圏では、小域福祉圏や中域福祉圏で進められている取り組みを支援するとともに地域福祉計画の進行管理を通して課題対応や新たな課題の検討を行うなど、総合的な地域福祉の推進を行います。

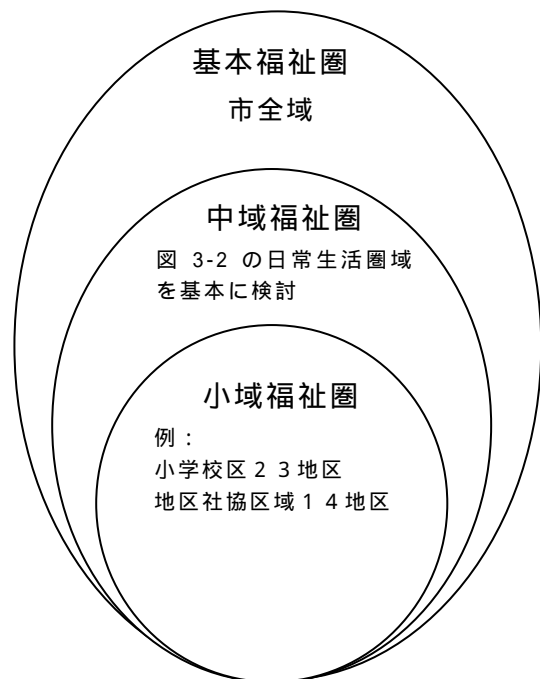


図3-1 三層構造の地域福祉推進圏域

それぞれの地域福祉推進圏域の範囲及び想定される機能は次のとおりです。

小域福祉圏

【範囲】

小域福祉圏の範囲については、小学校区の範囲又は市内14の地区社会福祉協議会の範囲が例としてあげられます。いずれにしても地域の実情に応じて地域内の住民や団体等が連携を図る中で自然発生的に範囲設定されることが理想であり、小域福祉圏の範囲は今後も検討していきます。

【機能】

- ・小域福祉圏では、福祉コミュニティづくりに向け、地域住民等が主体となって圏域

内の福祉課題やニーズを掘り起こすとともに、それを解決する取り組みを開発し展開していきます。

- ・小域福祉圏では、圏域内のさまざまな地域福祉推進の担い手同士がネットワーク化します。
- ・市は、小域福祉圏域ごとにケアマネジメントの入口となる相談支援体制の整備（43ページ「地域福祉コーディネーター（仮称）の設置の検討」参照）を検討します。

中域福祉圏

【範囲】

中域福祉圏の範囲については、佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画の5つの日常生活圏域（図3-2参照）を基本として今後検討していきます。

【機能】

- ・中域福祉圏では、小域福祉圏で進められている取り組みを支援します。
- ・中域福祉圏ごとに対象者横断的な福祉総合相談支援体制とケアマネジメント体制の構築を目指します。



図 3-2 佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画の日常生活圏域

基本福祉圏

【範囲】

市全域。

【機能】

- ・基本福祉圏では、小域福祉圏や中域福祉圏で進められている取り組みを支援するとともに、地域福祉計画の進行管理を通して課題対応や新たな課題の検討を行うなど、総合的な地域福祉の推進を行います。

第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

施策体系図

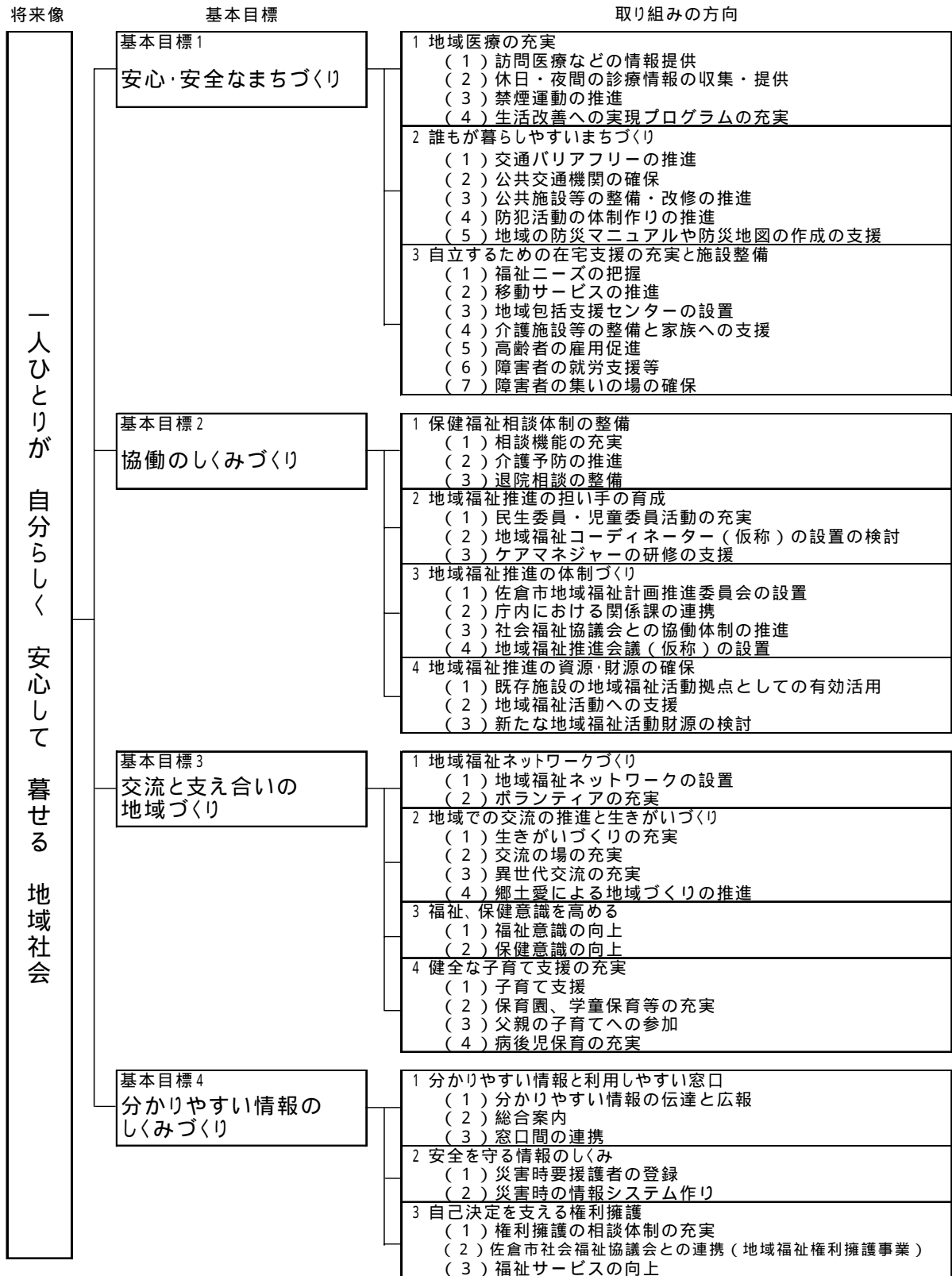


図 4-1 施策体系図

基本目標 1 安心・安全なまちづくり

1 . 地域医療の充実

休日、夜間を問わず、誰もが病気になる可能性があります。すべての市民が安心して暮らしていくためにも、身近で受けられる医療機関の情報を的確に把握し、提供する必要があります。

収集した課題の概要

地域医療に関する地域福祉課題には、「在宅医療の充実を望みます」「医療機関を充実させてほしい」「休日、夜間を問わず、受診できる医療の情報がほしい」など、在宅医療や医療機関を利用するときの的確な情報がほしいという声がありました。

また、「自分の健康を守るために、検診や健康づくり事業をどのように利用すれば良いか」など健康であるための予防医療の充実についての声もありました。

現在の取り組み状況

現在、市では、通院による歯科医療を受けることが困難な在宅寝たきり老人等に対し、訪問による歯科医療を実施しています。

また、休日、夜間の救急医療を確保するため、健康管理センターに小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所を開設しています。小児初期急病診療所では、印旛郡管内の小児科開業医や小児科病棟勤務医等を中心に毎夜間の午後7時から翌朝6時までと、日曜日、祝日、年末年始については午前9時から午後5時まで365日診療を行っています。

休日夜間急病診療所では、日曜日、祝日、年末年始の午前9時から午後5時まで内科、外科、歯科の休日当番医療機関にて診療を行い、午後7時から午後10時までには佐倉市健康管理センターに設置した休日夜間急病診療所で、内科、歯科の急病患者的の診療を行っています。また、同時間は外科、耳鼻科の救急患者待機医療機関として各医療機関にて患者の受け入れを確保しています。

また、初期救急医療では対応できない検査や、入院の必要な重い患者には、救急医療病院郡輪番制方式により二次救急医療への紹介及び搬送を行い、地域医療の連携を図り患者の受け入れを確保しています。

一方、予防を中心とした市民の健康増進推進計画である「佐倉市健康増進推進計画 健康さくら21」が策定されており、タバコの害や禁煙を希望する人への支援など目標達成に向けた各事業の計画的な推進が必要です。

これからの取り組みの方向

(1) 訪問医療などの情報提供

医療機関が近くにない地域及び通院が困難な方のために、訪問医療などの情報を提供します。

市は、訪問医療などの情報の収集・提供を行います。

住民は、困ったときにも支えあい、助け合うコミュニティづくりを推進することが望まれます。

(2) 休日・夜間の診療情報の収集・提供

休日・夜間における診療情報（近隣市町村の情報を含む）の収集・提供に努めます。

市は、休日・夜間における診療情報の収集・提供を行います。

(3) 禁煙運動の推進

禁煙運動を推進して予防医療に努めます。

市は、喫煙による健康被害の予防、医療保険財政の健全運営に向け、禁煙を推進します。

喫煙する住民は、タバコは自らの健康問題、非喫煙者への健康被害問題などの影響を考え、禁煙に努めることが望まれます。

(4) 生活改善への実現プログラムの充実

「佐倉市健康増進推進計画 健康さくら 21」の計画的な推進を図るとともに、健康診査等に基づいた保健指導、生活改善に向けた実現プログラムの充実を図ります。

市は、専門的な知識を有する職員等の派遣、情報の提供等により、住民の生活改善に向けた学習の取り組みを支援します。

住民は、自分の健康管理をしていくという意識を持ち、生活習慣を見直し改善に取り組むことが望まれます。

2. 誰もが暮らしやすいまちづくり

障害者や高齢者を含むすべての人が住み慣れた地域で生きる喜びを感じ、安心して住み続けていくために、日常生活を取り巻く環境をノーマライゼーションの視点に立ち、暮らしやすい、安全で人に優しいものにすることが必要です。

収集した課題の概要

暮らしやすいまちに関する地域福祉課題には、「点字ブロックの整備や歩道の段差解消」「エレベーターの設置」「身体障害者用トイレの設置」「住宅改造の助成」等の道路・歩道の整備や公共機関のエレベーターの設置などの身近な住環境の整備について様々な声がありました。

「路線バスの回数が減ってしまい、病院への通院に非常に困っている」など公共交通機関の少ない地域住民の外出・移動手段の確保を求める声がありました。

また、地域社会において犯罪・災害等が増加しており、安全な生活を送るための

予防対策として、地域における防犯・防災活動の充実が必要であるとの声もありました。

現在の取り組み状況

行政や民間事業者による整備事業として、駅や周辺地区、公共機関の建物に点字ブロック、スロープ、エレベーターの設置等を進めています。しかし、まだ未整備な箇所もあり、歩道の整備や道路の段差解消など計画的な改善が必要です。

現在、弥富地区に地域住民の足として必要不可欠と思われる民間バス路線を確保するため、市はバス会社への支援を行っています。

また、自治会や地域ボランティアによる防犯パトロール、防災訓練の実施など、地域防犯・防災に対する取り組みが行われています。今後は、十分な機能を果たすためさらに充実していく必要があります。

その他、行方不明者の情報を佐倉市ホームページや防災行政無線で伝える「SOSネットワーク」、子どもが誘拐や暴力などの被害に遭ったまたは遭いそうになったときに駆け込めるよう民家や商店に協力いただいている「子ども110番の家」などの取り組みがあります。

これからの取り組みの方向

(1) 交通バリアフリーの推進

交通バリアフリーを推進し、誰もが外出・移動が容易にできるよう、交通環境の整備に努めます。

市は、道路を巡る様々な障害を取り除くことが必要であり、構造的にはバリアフリーの充実、無電柱化の推進、側溝蓋の設置、点字ブロックの敷設充実、街路灯の整備・補修などを一層推進します。

住民は、自治会等で管理する街路灯の整備・補修することが望まれます。

(2) 公共交通機関の確保

公共交通手段が少ない地域の住民の外出・移動手段を確保します。

市は、生活交通手段を確保するため、通学、通院、通勤、買い物等のためのコミュニティバスの運行をします。

(3) 公共施設等の整備・改修の推進

ユニバーサルデザインによる公共施設等の整備・改修を推進します。

市は、新たに公共施設を建設する場合や改築する場合には、ユニバーサルデザインの考え方を導入します。

市は、介護保険事業による住宅改修費の支給を進めます。

(4) 防犯活動の体制作りの推進

警察、地域住民、及び市が連携して、防犯活動に取り組みます。

市は、自治会やボランティア団体による防犯活動を支援します。また、警察、住民、及び市が連携し一体となって取り組むよう、防犯活動に関する情報の

共有、リーダーの育成、犯罪を起こしにくい環境を整備するなど防犯体制の充実に努めます。

住民は、自治会やボランティア団体による防犯活動を行い、防犯指導者研修会、防犯シンポジウム等への参加など関係諸団体との連携を図ることが望まれます。

(5) 地域の防災マニュアルや防災地図の作成の支援

自然災害の発生に備えるため、地域では自主防災組織の立ち上げや定期的な防災訓練を実施するとともに、地域の防災マニュアルや防災地図を作成します。

市は、地域での自主防災組織の立ち上げや防災訓練を支援します。また地域の防災マニュアルや防災地図を作成するための情報を提供します。

住民は、自然災害に備えるため、地域の自主防災組織を立ち上げ、地域の防災マニュアルの作成や防災訓練を実施することが望まれます。

3. 自立するための在宅支援の充実と施設整備

住み慣れた地域で自分らしく生き生きと生活するために、自立支援、在宅支援のより一層の充実を図ることが大切です。一方、介護者の不在などの理由で在宅で生活が困難な高齢者・障害者のための施設整備も重要です。

収集した課題の概要

自立支援、在宅支援及び施設整備を求める地域福祉課題には、「多様化する福祉ニーズに対応できる支援体制がない」「高齢者や障害者は外出や働く場に制約を受けている」「家族だけの介護には限界がある」「福祉サービスを受けることに対する抵抗がある」「特別養護老人ホームに入所したくとも、空きが無く待ちが長い」「佐倉市はグループホームが充実していない」「障害者の出会いの場、憩いの場が必要」など、福祉ニーズ、総合相談支援、高齢者・障害者の外出、施設整備と家族への支援、高齢者・障害者の働く場及び障害者の集いの場についての声がありました。

現在の取り組み状況

民生委員・児童委員が住民の様々な福祉ニーズに沿って支援活動を行っていますが、その受け持ち範囲すべてを把握することは困難です。現在、地域の課題や福祉ニーズを発見する仕組みが十分ではなく、地域の中で広く福祉について考えたり話し合い、課題を解決に導く機会が無い状況といえます。

佐倉市福祉部各課において、高齢者、障害、介護等の相談窓口を設けて情報の提供をして福祉ニーズの対応を行なっていますが、複雑多様化したニーズに対応するには、総合的に相談に応じる体制を整備することも必要となっています。そのために、地域包括支援センターの拡充が求められます。

高齢者や単独で公共交通機関を利用することができない方に対して、社会福祉協

第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

議会が実施している移動サービスやタクシー会社、NPO法人等が介護タクシーを実施し外出支援を行っております。

介護施設やグループホームについては、佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画及び佐倉市障害者計画に基づき施設整備を進めています。また、介護している家族の心身両面への支援体制や、各種サービスを受けていない方への情報提供などを充実することが必要です。

職業相談所やシルバー人材センターなどにより雇用を斡旋していますが、昨今の就職難もあり斡旋できる仕事量が少なく、高齢者等の就職が難しい状況となっています。

就労支援として、よもぎの園、南部よもぎの園で作業を行うことにより、仕事の達成感や地域との交流を図っていますが、おこなえる作業が限られており仕事が少ない状況となっています。

また、ボランティアグループなどによるふれあい喫茶、いきいきサロンも行われておりますが、気軽に誰もが参加できる場所の確保、各地区における定期的な開催が必要といえます。

これからの取り組みの方向

(1) 福祉ニーズの把握

関係機関（民生委員・児童委員、介護相談員等）は地域の福祉ニーズを的確に把握することに努め、市は地域住民が各種サービスを受けられるよう関係機関と十分な連携を図ります。

市は、関係機関が把握した福祉ニーズについて、住民が各種サービスを受けられるよう連携を図ります。

社会福祉協議会等は、福祉ニーズを把握した場合には、市に連絡、相談し住民が各種サービスを受けられるように支援します。

住民は、地域での交流や民生委員・児童委員等に要望などを伝えることが望まれます。

(2) 移動サービスの推進

高齢者や単独で公共交通機関を利用することができない方の外出を支援するため、利用しやすい移動サービスを推進します。

市は、移動サービスを実施しようとする社会福祉法人等に対し、安全性や利便性についての指導を行います。また、移動サービスを利用したい方への情報提供を行います。

社会福祉協議会等は、誰もが安心して外出できる移動サービスを充実させることが望まれます。

(3) 地域包括支援センターの設置

佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画でいう日常生活圏域ごと（佐倉、根郷・和田・弥富、臼井・千代田、志津北部、志津南部の5圏域）に、地域包括支援セン

ターを設置する方向で検討していきます。

市は、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置する方向で検討していきます。

(4) 介護施設等の整備と家族への支援

介護施設及びグループホームの施設整備を行います。また、福祉サービスを必要とする人の家族が安心して介護できるための相談や支援を充実させます。

市は、佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画及び佐倉市障害者計画に基づき、介護施設及びグループホームの施設整備を行います。

市、社会福祉協議会等は、介護を行っている家族が身近なところで相談や支援を受けられる体制づくりを行います。

住民は、地域で情報交換や相談できる場を作ることが望まれます。

(5) 高齢者の雇用促進

シルバー人材センターの積極的な活用と高齢者の雇用を促進します。

市は、シルバー人材センターを支援し、高齢者の雇用を促進します。

(6) 障害者の就労支援等

障害者の働く場所の確保と就労に向けた訓練支援、併せて地域での住まいを確保できる環境づくりに努めます。

市は、佐倉市障害者計画に基き、障害者の就労支援に積極的に取り組みます。

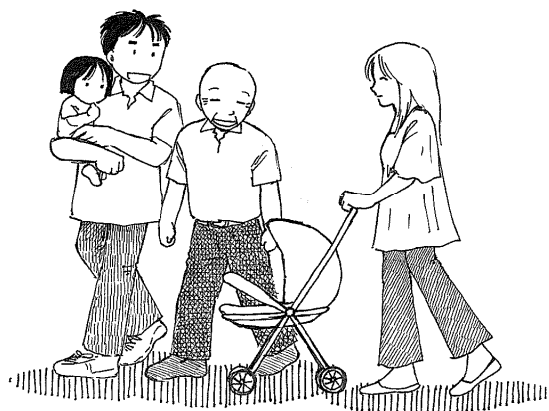
住民は、障害者に対する理解を深め、地域での交流を通じ、互いに住みやすい住環境を作ることが望まれます。

(7) 障害者の集いの場の確保

障害者の相談や集いの場の確保に努め、社会的理解を得るための啓発活動を行います。

市は、集いの場の確保に努め、講演会や研修会の開催を行い、地域での指導者の育成や啓発活動を推進します。

住民は、それぞれがノーマライゼーションの視点に立った理解や行動を起こすことが望まれます。



基本目標2 協働のしくみづくり

1. 保健福祉相談体制の整備

相談窓口で重要なことは、相談に来た方の立場に立った丁寧な対応、そして、適切な情報提供ができる体制の整備にあります。住民が要介護状態に陥らないように基本健康診査や介護予防に結びつける相談体制が必要です。また、入院生活から居宅生活への円滑な移行を考えたとき、適切な指導や情報提供を担う相談体制が必要となります。

収集した課題の概要

相談窓口に関する地域福祉課題には、「窓口で相談に行っても、相談内容によって、他機関の窓口に行くように言われるなど、二度足を運ばなければならない」「個人的な問題に対して、適切なアドバイスがもらえない」など、特に体の不自由な障害者や高齢者にとっての窓口での丁寧な対応を求める声がありました。

また、「自分の健康を自分で守りたいが、市の検診を受けても、どのようにすれば生活改善につなげることができるのかわからない」「介護予防の活動をインストラクターの指導により自治会単位で」「介護予防のため心身気功の普及を」など、病気や要介護状態に陥ることを予防しようとの声がありました。

「病院から退院後、医療管理が必要な老人への関係機関の総合的なケアの充実」を求める声があり、退院後にどのような福祉施設が利用できるのか、家に帰り療養するにしてもどのような福祉サービスを利用できるのかわからないという患者や家族の悩みが聞かれます。このように、医療機関において退院後の生活に関する相談や情報提供がない状況がうかがえます。

現在の取り組み状況

各担当課の窓口では、公的福祉サービスのメニューが紹介されている冊子やパンフレット等が用意され、それらを活用したかたちでの情報提供を行うことで、問題の解決につなげています。しかし、窓口で寄せられる相談には、複数の制度にまたがる内容や、公的制度によらない地域住民の見守り等の支援が必要な場合、家族や経済的な問題等、生活全般に関わる多様なニーズが潜んでいることが少なくありません。そのようなニーズに対応する専門機関として、対象者を限定せずあらゆる相談に応じる「いんば中核地域生活支援センター・すけっと」、主に高齢者についてあらゆる相談に応じる「地域包括支援センター」、障害者についてあらゆる相談に応じる「障害者地域生活支援センター・レインボー」と「障害者生活支援センター・アシスト」、そして子育ての相談に応じる「地域子育て支援センター」があります。この計画書では、これらを仮に相談支援専門機関と呼びます。市の各担当課の窓口では、相談内容によってこれら相談支援専門機関、社会福祉協議会及び印旛健康福祉センター（保健

所)と常に連絡がとれるような連携が求められます。

また、佐倉市は、市内に住所を有する40歳以上の男女を対象として基本健康診査を実施しています。その中で、国が作成し基本健康診査で実施している「介護予防のためのチェックリスト」の実施等に結びつくきっかけを家族や民生委員・児童委員がつくるなど、介護予防の促進のために市民の検診受診への積極的な働きかけが求められます。

入院患者が居宅に戻る過程においても、入院している間に、退院後の生活についての準備が必要とされますが、医療機関において十分な相談ができないこともあります。医療機関との連携が求められています。

これからの取り組みの方向

(1) 相談機能の充実

各課の相談窓口では、その担当課で解決できない問題でも窓口で一旦受け止めることができるようにし、市民の不安を解消し信頼関係を作ることに努めます。

市は、相談支援専門機関の相談機能等をまとめた文書を各課に備え付け、相談を受けた課が解決できないときに相談支援専門機関と連絡がとれるようにします。

市は、地域住民やボランティア等が行う福祉活動が適当と思われる相談があった場合、社会福祉協議会の窓口や社会福祉協議会が行っている福祉総合相談事業などを紹介します。

住民は、民生委員・児童委員や地区社協、自治会・町内会等で気軽に悩み事を相談できるように、住民同士の情報交換や紹介に努めることが望まれます。

(2) 介護予防の推進

住民が要介護状態に陥らないように介護予防事業(図4-2参照)につながるための相談体制を整備します。

市は、住民に基本健康診査及び介護予防について学ぶ教室の周知を図り、介護予防事業を推進します。

社会福祉協議会等は、福祉委員やボランティア活動を通じて要介護状態となるおそれがあると思われる方の情報を市に紹介することが望まれます。

住民は、民生委員・児童委員などと協力して、地域の見守りネットワークを形成する中で、要介護状態となるおそれがあると思われる方がいた場合、市に紹介することが望まれます。

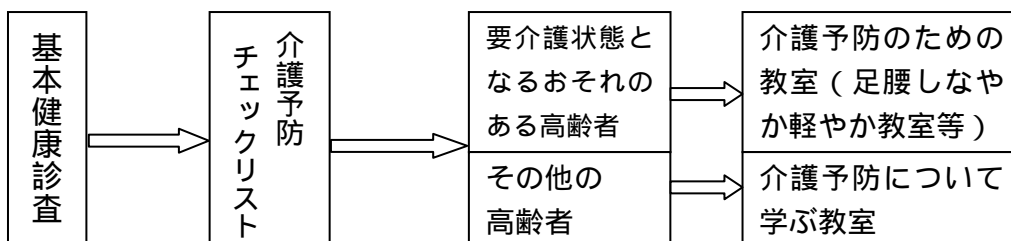


図4-2 基本健康診査と介護予防事業

(3) 退院相談の整備

入院患者及びその家族の中には、福祉施設や在宅福祉サービスのことを知らずに退院後の生活に不安を感じている方がいます。そのような方が、退院後の生活の準備を安心して進めることができるように、退院後の相談が円滑にできるようにします。

市は、病院が退院の見込まれる入院患者に相談支援専門機関を紹介できるように、その情報を病院に提供します。

2. 地域福祉推進の担い手の育成

地域福祉を推進するためには、民生委員・児童委員の育成と活動しやすい環境づくりが大切です。

また、地域の様々な福祉ニーズを住民同士の助け合い、ボランティアやNPOなどの活動及び専門機関の福祉サービスにつなげられる人材の育成が望まれます。

また、専門職としてのケアマネジャーは、要支援者が自立生活を営む上で、大きな役割を果たしていますので、時代やニーズに合わせた知識や技術の習得が求められます。

収集した課題の概要

民生委員・児童委員の抱えている課題には、「民生委員・児童委員は地域の役職を兼務することが多く忙しい」「民生委員・児童委員を頼まれるときに具体的な仕事の内容の説明がなかった」「業務の幅が広いので十分に相談にのれない」「担当区域によって相談件数に偏りがある」という業務の煩雑さや役割の大きさに苦労している声がありました。また、「活動の内容が地域の人たちに分かってもらえない」という声もありました。

地域福祉課題は、さまざまで、「一人暮らしの人への訪問」「高齢者や障害者への買い物付き添い」など地域の助け合いやボランティア活動で解決できるものもあれば、「家庭内の介護力の不足をどう補ったらよいかわからない」という公的福祉サービスの必要を示唆する課題もあります。一方、「日ごろ行っている福祉活動の中で、各団体がばらばらに集まり会合を行っている現状であります」という地域の福祉活動に関する課題もあります。これらのことから、何らかの支えが必要な方に対し、さまざまな地域の福祉活動を調整し、必要に応じて専門機関を紹介することが課題といえます。

ケアマネジャーに関しての住民の声には、「介護サービス事業所の情報が少ないので緊急の場合にサービスが利用できない」「施設によってサービス内容が違うのに説明してもらえない」「頼んでも忙しいと断られることがある」などがありました。

現在の取り組み状況

民生委員・児童委員については、市内8地区に民生委員・児童委員協議会が組織され毎月定例会が行われています。そこでは、行政からの福祉情報の伝達、情報交換、事例検討などを行い住民との係わり方について互いに学びあっています。また、県や民生委員・児童委員協議会などが研修を実施しています。民生委員・児童委員の任期は三年で、市は、改選の際、推薦母体である地域に民生委員・児童委員の職務内容の説明を行っています。その職務内容が地域の方に理解していただけるような取り組みと地域の実情に応じて業務の負担が偏らない担当区域の設定が求められます。

社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、ボランティアコーディネーターがボランティアの紹介を行っています。介護認定を受けた方の公的福祉サービスの調整は、主にケアマネジャーが担っています。前述の相談支援専門機関(40ページ参照)の中には、民間の福祉活動と公的福祉サービスの調整をする業務を行っているところがあります。しかし、これからは、地域に密着した形で何らかの支えを必要とする方の相談にのり、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、地区社協及び社会福祉法人等の福祉活動を調整することにより生活支援を行い、それで解決できない場合は相談支援専門機関につなげることができる人材の育成が求められます。

ケアマネジャーについては、所属組織の違いや経験が浅いなどの理由で要支援者が受け取る情報に偏りが見られます。千葉県介護支援専門員協議会及び印旛郡市介護支援専門員協議会で研修会や情報交換が行われているので、ケアマネジャーはこれらを活用することが望まれます。

これからの取り組みの方向

(1) 民生委員・児童委員活動の充実

地域福祉を実践している民生委員・児童委員の活動しやすい環境を整えます。

市は、地域の実情(広さ、世帯数、支援世帯の状況など)に応じて民生委員・児童委員の担当区域の見直しを行います。

市は、民生委員・児童委員の推薦母体である地域(自治会・町内会等)にその職務内容の周知を図ります。

自治会・町内会等は、地域住民に民生委員・児童委員の職務内容の周知について協力することが望まれます。

民生委員・児童委員協議会は、研修会及び定例会を充実し、市は事務局としてそれを支援します。

(2) 地域福祉コーディネーター(仮称)の設置の検討

何らかの支えを必要とする方に、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、地区社協及び社会福祉法人等の福祉活動を調整することにより生活支援を行い問題解決に努め、それで解決できない場合は相談支援専門機関を紹介する地域福祉コーディネーター(仮称)(図4-3参照)を小域福祉

圏ごとに設置することを検討します。

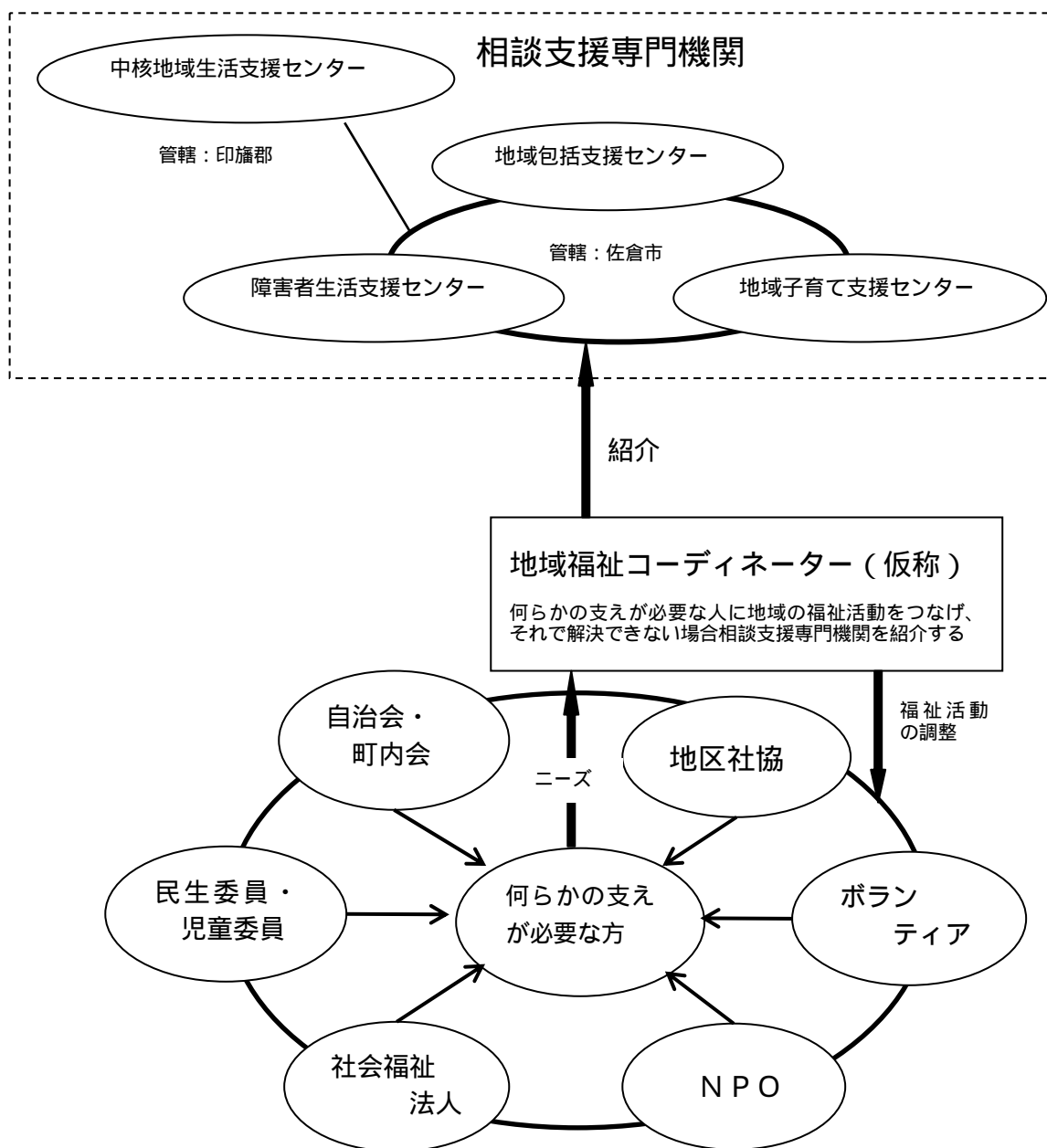


図 4-3 地域福祉コーディネーター（仮称）のイメージ

(3) ケアマネジャーの研修の支援

利用者の立場に立った適切な介護サービスの提供を行うために、ケアマネジャーの研修を支援します。

市は、必要に応じて印旛郡市介護支援専門員協議会が行う研修に講師を派遣します。

ケアマネジャーは、自らが所属する協議会等を活用して研修や情報交換を行うことが望まれます。

3 . 地域福祉推進の体制づくり

さまざまな地域福祉課題に対応するには、市、社会福祉協議会、社会福祉法人、関係行政機関、福祉サービス事業者、NPO、ボランティア、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、地区社協及び市民等がそれぞれの組織が持つ特性を活かし、連携・協働できる体制を整えることが大切です。

収集した課題の概要

地域福祉推進の体制に関して、市民により本計画に関する各種検討を行うべきとの声がありました。

また、地域福祉推進のためには、市の関係課間の連携が重要であること及び市と社会福祉協議会の協働体制を進める必要があることが指摘されています。

収集した生活課題のうち市と民間が協働して取り組むべき課題が626課題ありました。その課題をもとに佐倉市地域福祉計画と佐倉市地域福祉活動計画でそれぞれ取り組みの方向が計画化されましたが、両計画において、お互いがどこまでを担当するのか、どういう役割を果たすのか議論が尽くせなかったので今後も議論する必要があると指摘されています。

これらに関連して、タウンミーティングでは、「官と民が話し合いをしながら歩み寄って市民のためになることをしていただきたい」「大小ある行動目標全てを計画期間内に実現するのは困難で取捨選択は必要と思うが、小さい課題もいつか実現するとの期待は持ち続けたい」「福祉圏を定める場合は市民協働と同じ圏域となるよう配慮してください」「範囲が広いが身近な問題のため痛いほど切実に感じる。今後の経過をふまえて、小さな事例からの積み重ねにより最大の結果を望みたい」「行政は総論賛成、各論反対とならないよう取り組んでほしい」との意見がありました。

現在の取り組み状況

庁内の関係課の連携に関しては、複合的な福祉課題を抱えた対象者について児童、高齢者、障害者、生活保護等の異なる担当が一緒に家庭訪問をしたり、情報の交換、各種庁内の会議などを行っています。地域福祉推進のためさらなる連携が望まれます。

市と社会福祉協議会の関係では、社会福祉協議会が行う事業の多くが市との協働によるものと言えます。例えば、ボランティア講座の開催、敬老会などの委託事業、財政支援、事業支援、またそれぞれが設置する委員会等にお互いが参加するなどです。

今回、佐倉市地域福祉計画と佐倉市地域福祉活動計画をお互いの策定組織が連携して策定してきました。そこでは市と民間が協働して取り組むべき課題について議論を重ねてきました。これからも引き続き関係者が議論する場が求められます。

これからの取り組みの方向

(1) 佐倉市地域福祉計画推進委員会の設置

計画の進行管理・評価を行う機関(第5章参照)を設置します。

市は、市民参加のもとに「佐倉市地域福祉計画推進委員会」を設置します。

第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

(2) 庁内における関係課の連携

庁内における地域福祉推進の関係課間の連携を強化する機関を設置します。

市は、地域福祉推進の関係課により構成される「佐倉市地域福祉計画庁内検討会」(第5章参照)を設置して、さまざまな地域福祉課題の解決に関係課が連携して取り組みます。

(3) 社会福祉協議会との協働体制の推進

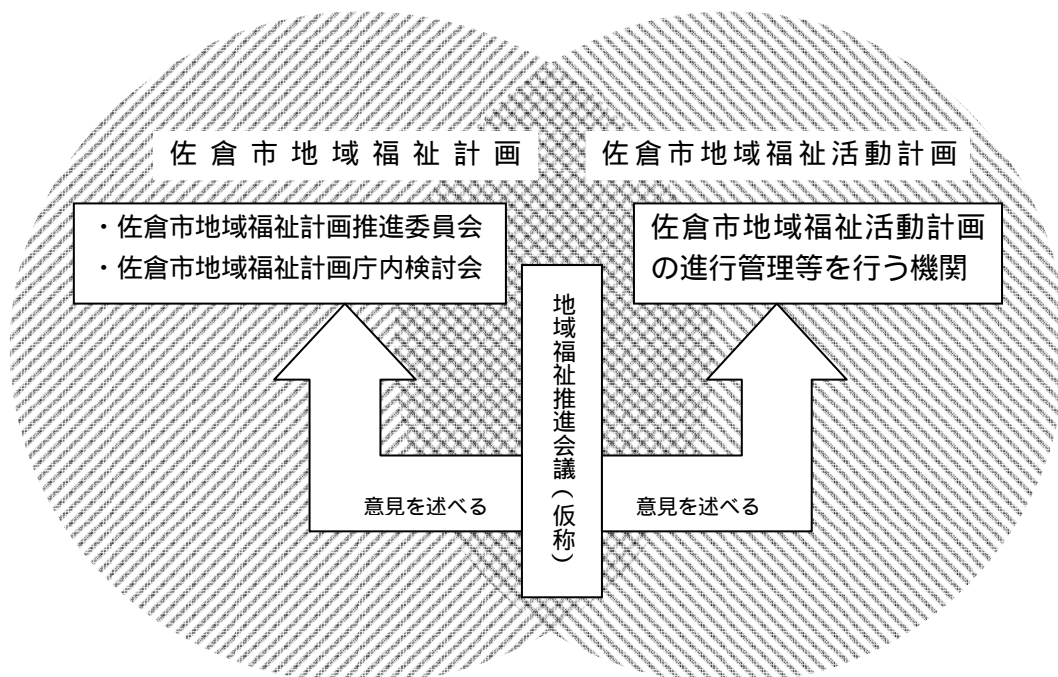
社会福祉協議会との協働体制を推進します。

(4) 地域福祉推進会議(仮称)の設置

佐倉市地域福祉計画と佐倉市地域福祉活動計画に共通する課題及びそれに対する取り組みについて検討する組織(以下、「地域福祉推進会議(仮称)」という。)の設置に努めます。

市は、「地域福祉推進会議(仮称)」の設置に向けて、市民及び地域福祉に係る各種団体に参加を呼びかけます。

市及び社会福祉協議会は、「地域福祉推進会議(仮称)」の庶務を行います。



地域福祉推進会議(仮称)は、佐倉市地域福祉計画(左側の円)と佐倉市地域福祉活動計画(右側の円)が重なった部分について検討する。

図4-4 地域福祉推進会議(仮称)の関係図

4 . 地域福祉推進の資源・財源の確保

地域福祉推進において、あらゆる福祉問題を解決していくためには、公的サービスだけでは担いきれないという現状があり、住民等による地域福祉活動の必要性は増しています。住民等による地域福祉活動を活発に展開していくためには、活動の場や拠点、資金を確保し、活用できる環境を整えることが大切です。

収集した課題の概要

地域福祉を推進する場や拠点に関する地域福祉課題には、「日常の心配事相談が気軽に出来るところが近くに欲しい」「世代間交流や高齢者同士の集いが近くにあれば出かけられる」「高齢者が普段着のまま出かけられる場所や機会がない」というように、地域でのサービスを利用する立場からの日常の生活圏における福祉活動場所の確保についての要請がありました。また、「三世代交流の場（世代を超えて付き合える地域のたまり場）が欲しい」「ボランティアが集まれる場所がない」というような地域でのサービスを提供する側からの要請もあります。「小中学校と地域が連携して行動計画を実施して欲しい」「地域で行事をするための場所がない」などという、具体的な小中学校の余裕教室の利用やPTA活動や小中学生の福祉活動と地域福祉活動との連携を想定させる声、自治会の集会所の利用が困難な状況が読み取れるような声がありました。

市民等による地域福祉活動の財源に関して、佐倉市地域福祉計画の策定に携わった委員の中から「多様な地域福祉活動を活発化させ血の通った地域福祉を展開するためには新たな資金源が必要である」「ボランティア・NPO等の活動が多く市民の参加を得て先細りとならないようにするには、非営利有償活動化や活動資金確保の工夫が必要である」という意見がありました。

現在の取り組み状況

地域福祉活動の拠点として代表的なものは、社会福祉センター（社会福祉協議会）と地域福祉センターがあります。そのほかに公民館、コミュニティセンター、老人福祉センター、老人憩の家、老幼の館などがあります。これらの施設は地域によっては利用する市民が通うのには、距離が遠すぎたり数に限りがあります。自治会・町内会等の集会所もありますが、地域の福祉活動を行う拠点とするのには、安定的に場所が確保できない、借りる上で費用が捻出できない等福祉サービスを提供する側と利用する側に不便が生じています。小中学校の施設は市民のスポーツ及びレクリエーション、学習その他公共活動の場として開放されていますが、常時、市民が出入りする地域福祉活動の拠点として使用することができません。住まいの近くにあるという条件を満たしていることから、福祉目的での使用を求める声があります。

市民等による地域福祉活動の支援に関して次のような取り組みがあります。

市は、「佐倉市市民協働の推進に関する条例」に基づき、あらかじめ市に登録した「市民公益活動団体」が行う事業で市が連携可能なものに対し、一定の条件のもとで

第4章 どのように地域福祉を推進していくのか

支援を行っています。また、地域の皆さんの自主的な参加による地域福祉活動を推進し地域コミュニティの構築を目指すため、NPO法人、ボランティア団体、社会福祉法人等が地域福祉活動を始めるきっかけとして新たな事業を実施する場合に、補助金を支出する「佐倉市地域コミュニティづくり推進事業」を行っています。社会福祉協議会は、ボランティアグループの活動に対し助成金を交付しています。

これらの支援策のほかに工夫を凝らした財源確保の手段が求められます。

これからの取り組みの方向

(1) 既存施設の地域福祉活動拠点としての有効活用

学校施設等の既存の公共施設を有効活用して、地域住民の福祉活動に活用することを推進します。

市は、地域福祉センター等の市が所有する公共施設を地域住民の福祉活動に提供します。

市は、小中学校の余裕教室を福祉目的に使用すること（利用者が身軽に参加し、自らも社会に貢献できる喜びを体験できるように、常時オープン出来るような運営）について、関係者と話し合います。

市は、コミュニティ活動の拠点として、自治会・町内会等の集会所の建築・改修に対して資金援助します。

住民は、自ら管理する自治会・町内会等の集会所が、地域コミュニティ活動の一環として行う、地域福祉活動の場や拠点として有効活用できるように話し合うことが望まれます。

(2) 地域福祉活動への支援

市民等による地域福祉活動を支援します。

市は、「佐倉市市民協働の推進に関する条例」の理念に基づき、市民等による地域福祉活動を支援します。

市は、「佐倉市地域コミュニティづくり推進事業」に基づき、市民等による地域福祉活動を支援します。

(3) 新たな地域福祉活動財源の検討

市民等による地域福祉活動の新たな財源について、地域通貨制度や市民の寄付による地域福祉基金の創設を検討します。

基本目標3 交流と支え合いの地域づくり

1. 地域福祉ネットワークづくり

地域に住むみんなが手をつなぎ、ともに地域の課題を解決できるようにするには、住民同士の助け合いや団体間のネットワーク化を促進し、公的な福祉サービス等が受けられるように地域で見守っていくことが重要です。

収集した課題の概要

地域福祉ネットワークに関する地域福祉課題には、「ボランティア団体や学校、PTA、子ども会、老人クラブ、町内会、民生委員・児童委員などがばらばらに福祉活動を行っている」「子ども、障害者、高齢者などを守るため、また、盗難防止のため、防犯組織の結成等を提案している」「今ある地域に分散している既成の社会資源間のネットワークが整備されていない」など、組織の横のつながりを望む声がありました。また、「子育ての孤立化を防ぎ、子どもや高齢者などの見守りをするための支援ボランティアがほしい」など、既存する地域団体の問題やボランティアに期待する声などがありました。

現在の取り組み状況

現在の地域福祉ネットワークに関する取り組み状況は、様々な福祉団体、社会福祉協議会、福祉事業所、NPO、ボランティア団体、親の会、自治会、民生委員・児童委員等の団体がそれぞれ目的に沿って活動を行っています。地区社会福祉協議会は、市内を14地区に分けて地域に密着した活動を行っています。また、民生委員・児童委員は、市内8地区に民生委員・児童委員協議会を組織して活動を行っています。それぞれの団体間は、連携を図り活動していますがネットワーク化はされていません。

また、子どもや高齢者などが安全に暮していくために、市では児童虐待防止ネットワーク会議等を開催して子どもの安全対策を図っています。また、高齢者に対しては、現在、虐待防止ネットワークを立ち上げる準備をしています。今後は、子どもや高齢者などを地域で見守り活動をするネットワークづくりが必要です。

地域諸団体の活動は、高齢者ふれあいサロンや高齢者ふれあい配食サービス、ママの100円喫茶など、様々な形で各地に広がっていますが、まだ地域によって偏りが生じています。今後各地域に広がって、より多くの市民が参加できるよう情報の発信や、ボランティアの担い手育成の支援など、ボランティア活動するための環境づくりをすすめることが重要です。

これからの取り組みの方向

(1) 地域福祉ネットワークの設置

子ども、高齢者、障害者等への生活支援並びに独居、孤独死及び虐待防止のための見守り活動をしている人たちのネットワーク化を地域ごとに進めます。

- 市は、住民が設置する地域福祉ネットワークに対して千葉県地域福祉支援計画に基づく地域福祉フォーラム設置支援事業等を活用して支援します。
- 住民は、自治会など既存の地域福祉団体を活用して地域福祉ネットワークを組織し、地域で福祉課題を解決する見守り体制をつくることが望まれます。
- 住民は、地域での声かけなどを行い、交流を深めることが望まれます。

(2) ボランティアの充実

ボランティア団体の育成及びその活動を支援します。

- 市は、ボランティア活動が活発化するように担い手育成講座などの充実を図ります。
- 社会福祉協議会等は、地域の実情にあったボランティア活動ができるようなコーディネーターや、担い手の育成など更なる充実が望まれます。
- 住民は、ボランティア活動などの積極的な参加及び促進をすることが望まれます。

2. 地域での交流の推進と生きがいづくり

地域において子どもから高齢者までさまざまな年代の人や立場の人が交流し、生きがいとなるようなことを見つけることで、いきいきと自分らしく暮せる地域社会を目指します。

収集した課題の概要

地域での交流の推進と生きがいづくりに関する地域福祉課題には、「高齢者の生きがいとなる学習や趣味を続けていく機会がほしい」「高齢者に働く場を作れば自立を助けることにつながる」など高齢者の生きがいや雇用についての声が寄せられました。また、「障害者の日常的な交流の場所が、通所施設のみで、日常生活圏である居住地の近隣にない」「ふれあいサロンなどに、誰もが参加できる場所が必要である」「安心安全な、子どもの遊び場の確保が必要である」「子どもと地域の交流を積極的にしてほしい」「世代間交流のできる機会がない」というような、だれもが気軽に集まれるたまり場や子どもと地域の交流、異世代の交流を望む声がありました。そのほかに「佐倉市に対する地域愛を深めて欲しい」というような声がありました。

現在の取り組み状況

各種サークルや同好会、高齢者を対象とした市民カレッジ等が公民館等を中心に活動をしており、生涯学習に取り組む機会が増えています。また、高齢者の雇用を斡旋するシルバー人材センターでは、働く場を提供しています。

保育園では、乳幼児の親子が遊んだり交流できる場として園庭開放をしています。また、児童センターや老幼の館では、子どもが健全な遊びを通し情操を豊かにするとともに、地域の子育てを支援する拠点として利用されています。そのほか子育て支援

センターを含めた市内の児童福祉施設では、子どもと大人が地域での交流をはかるために異世代間ふれあい事業を実施しています。

現在、市内の小中学校が授業の中で「佐倉学」として地域の自然や歴史、功労者等の地域に密着した内容を学習する時間をもうけて、地域を愛する心を育む取り組みをしています。

これからの取り組みの方向

(1) 生きがいづくりの充実

高齢者の生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の場と機会を増やします。

○市は、団塊の世代の多くの方が退職を迎え、これから先、地域の牽引役として今まで培った経験や技術、アイデアなどをいかし、多方面で活躍できるような生涯学習の場と機会を増やします。

○住民は、地域づくりの担い手となる高齢者のやりがいや生きがいを感じられる集まりの場や機会をつくることが望まれます。

(2) 交流の場の充実

子育て中の親、障害者等がともに生き交流できる場と機会を増やします。

○市は、相談の必要な子育て中の親や高齢者、障害者が交流する場や機会を増やします。

○社会福祉協議会等は、障害者が気軽に参加できるふれあいの場をつくることが望まれます。

(3) 異世代交流の充実

子どもから高齢者までの異世代が交流できる場と機会を増やします。

○市は、子どもから高齢者までの誰もが参加しやすく、交流できるような環境の整った場をつくり、お互いの関心や理解が図れるような機会を増やします。

○社会福祉協議会等は、異世代交流できるような催しを開き、住民の積極的な参加を呼びかける事が望まれます。

(4) 郷土愛による地域づくりの推進

佐倉の歴史・自然・郷土ゆかりの先覚者など、恵まれた教育資源を学んで、郷土佐倉に対する誇りや愛着を育み、人づくりに生かしていく「佐倉学」を推進していきます。

○市は、地域住民が郷土愛を深め、地域づくりや地域福祉に積極的に参加できるように効果的な講座などの取り組みを進めます。

○住民は、地域行事や地域活動等を通じ、子どものころから郷土愛を深めることが望まれます。

3 . 福祉、保健意識を高める

地域で福祉課題に直面したときに、適切な対応ができるよう日ごろから福祉について関心を持つことが重要です。子どもの頃からの福祉体験やボランティア体験を重ねていくことが、福祉のこころを育て、福祉教育にもつながっていきます。

また、保健意識を高めるためには、生涯を通じて健康に過ごすという観点から、子育て中の家庭、思春期の子どもたちを地域で支えていく必要があります。特に子どもの薬物や喫煙、アルコールなどの健康障害については、関係機関や団体と連携・協力を図りながら保健意識を高めていくことが重要です。

収集した課題の概要

福祉、保健意識に関する地域福祉課題には、「地域福祉に対する関心が薄い」「地域で困っている人を見て見ぬ振りをする」「ノーマライゼーションに対する意識が低い」など福祉、保健意識が低いことを指摘する声がありました。また、「学校教育の中でも、特に福祉教育、健康保健教育（薬物、喫煙、エイズ等）を充実させて欲しい」など子どものうちから福祉、保健について学ぶことの重要性を指摘する声がありました。

現在の取り組み状況

市では、広報紙「こうほう佐倉」や佐倉市ホームページ、ケーブルテレビなど、さまざまな方法により福祉、保健の施策や市民講座の案内を行っています。

健康管理センターや公民館等では、健康教室等を開催し、生活習慣病の予防や健康についての正しい知識の啓発普及に努め、健康の意識を高めています。

小中学校では、福祉意識を高めるために、地域の敬老の集い参加や高齢者福祉施設の訪問を通じ高齢者との交流を深めています。また、保健意識を高めるために、薬物、喫煙、エイズ等の危険性について指導が行われています。

これからの取り組みの方向

(1) 福祉意識の向上

学校や地域における福祉講座やボランティア教育、福祉教育の一環として人権講座を推進することで、助け合いの心やボランティア参加意識を養い、福祉意識を啓発します。

○市は、子どもから高齢者まで参加できるような市民講座を開き、地域福祉を推進することの意義やボランティアに積極的に参加する人が増えるよう啓発活動をします。

○社会福祉協議会等は、ボランティア講座を開いたり、ボランティア募集の情報を提供することが望まれます。

(2) 保健意識の向上

健康づくりや薬物、喫煙等による健康障害について、未成年者を含む市民が学ぶ機会を提供します。

- 市は、健康づくりのための市民講座や学校教育を充実させ、市民一人ひとりが家庭や地域の中で健康づくりに取り組みやすくするための支援を行います。また、地域において未成年者が薬物や喫煙等に手を出さないよう見守り体制の整備を支援します。
- 住民は、地域で子どもを育てるような気持ちで、未成年者が薬物や喫煙等に手を出さないよう見守ることが望まれます。

4 . 健全な子育て支援の充実

健全な子育て支援の充実を図るには、子育てへの不安や子育てに伴う孤立感、育児の負担、子育てと仕事の両立といった保護者の子育てについて障害を取り除くことが必要です。そして、保護者が子育ての意義や喜びを感じるとともに、保護者自身が成長していくこと等に配慮して支援に力をいれることが大切です。

また、地域における声かけなど、子育てを地域全体で支えていくことも望まれます。

収集した課題の概要

子育て支援に関する地域福祉課題には、「子育てに困ったときにどこへ相談したらよいかわからない」「子どもと地域の交流の場が欲しい、学童保育を充実して欲しい」「児童手当や保育園費など経済的支援をして欲しい」「放課後の健全育成の活動の場が欲しい」「子どもの安全安心の遊び場の確保をして欲しい」「安心して子育ての出来る環境整備が必要」「父親教室、母親教室を開催して欲しい」「病後児保育をして欲しい」など子育てに対する不安や、子どもの活動の場の充実、健全育成などについての声が多くありました。

現在の取り組みの状況

市では、子育てに関する施策として、将来を担う大切な子どもたちが健やかに生まれ育成されるよう、またあらゆる環境の整備が図られるように、「佐倉市次世代育成支援行動計画」や「佐倉市健康増進推進計画 健康さくら 21」等の計画を策定し、これに基づき子育ての支援策を推進しております。また、地域と行政が連携して青少年を育てるまちにすることを目標に、「佐倉市青少年育成計画」を策定して健全育成を進めております。この中で、保育園や学童保育などで子育てをしていくための支援を行っています。しかしながら、施設の数とは十分とは言えず、より充実していくことが求められています。

子育ての相談については、健康管理センターや保健センターなどで実施している各種の育児相談や健診、地域に設置されている児童センターや保育園の園庭開放、ま

たNPO等の子育ての団体が実施する子育て支援事業などの交流等を通じ育児の不安解消を図っております。さらに、父親の子育て参加については、あらゆる機会を通じて参加できるよう積極的に推進していくことが重要です。

これからの取り組みの方向

(1) 子育て支援

育児で悩みを抱えている母親の相談等を行い、子育て支援を充実します。

市、社会福祉協議会等は、子育て中の母親が、悩みを一人で抱え込まないように、同じ子育て中の母親との交流を行える場の提供と内容の充実に努めます。

住民は、地域の中で育児等の相談を気軽にできる場を利用し、子育ての悩みや不安を解消することが望まれます。

(2) 保育園、学童保育等の充実

子どもの健全育成のために保育園の整備や学童保育等の充実を図ります。

市は、佐倉市次世代育成支援行動計画に基づき、待機児童ゼロを目指して保育園を整備します。

市は、現在の学童保育をより子どもにとって安心できる環境に内容を充実させ、新たな学童保育の場の確保を図ります。

市、社会福祉協議会等は、ボランティア教室などを開催し、積極的に子どもの参加を呼びかけ、福祉意識の向上により健全育成を図ります。

住民は、子どもの健全育成のために地域での見守りや声かけ等を実践し、地域全体で子育てをしていくことが望まれます。

(3) 父親の子育てへの参加

少子化対策や女性の社会参加のために、子育ての大変さを父親も理解し、積極的に子育てに取り組める事業を促進します。

市は、マタニティクラス事業などを充実させ、父親の子育てへの参加と理解を促します。

住民は、父親がマタニティクラス事業などで子育てについて学習し、子育てへ積極的に参加することが望まれます。

(4) 病後児保育の充実

病児の回復期における日中保育対策として、医療従事者(看護師等)による病後児保育を進めていきます。

市は、保育園で、病児の回復期における日中保育が行えるよう推進します。

基本目標4 分かりやすい情報のしくみづくり

1. 分かりやすい情報と利用しやすい窓口

地域に暮らす誰もが、福祉サービスを必要とするときに適切な情報を得られるように、広報や佐倉市ホームページ等の情報提供のしくみを整備します。また、悩みや不安など、どんな相談でも受けとめ、分かりやすく説明してくれる相談窓口を整備することが大切です。

収集した課題の概要

情報提供に関する地域福祉課題には、「どのような福祉サービスがあるか市民に認知されていないことが多い」「福祉サービスの受け方が十分に知られていない」「申請しないとサービスが受けられないということを知らない高齢者が多い」などがあり、情報が伝わらないため福祉サービスに結びついていないことがうかがえます。

「困ったときに、どこに相談すればよいのか分からない」「情報が本当に必要な対象者に届いていない」などの、福祉サービスの存在自体が知られていない事例や必要な人に情報が届いていない事例が見られます。

「聴覚障害者は、コミュニケーション障害であることへの理解を」など、通常的手段では情報が伝わりにくい方への情報提供に関する課題がありました。

また、「防災行政無線 防災さくら」について、「放送が聞きづらい」「放送を聞き逃したときの対応をどうするか」という課題がありました。

現在の取り組み状況

市の各施設では、こうほう佐倉や各種パンフレットを配布しております。また、自治会の回覧等での配布や掲示板での情報（各種福祉サービス、健康診断のお知らせ、健康体操、介護予防教室の開催、市民カレッジ等）を提供しています。

市の各窓口（関係各課、地域包括支援センター、子育て支援センター、地域保健福祉センター等）等では、福祉サービスの情報の説明、利用についての相談を行っております。具体的には、日常生活用具の費用一部補助、点字や手話通訳などの福祉サービスの援助を行っております。介護保険課に福祉部総合案内を設置し来客に対応しております。

「障害者地域生活支援センター・レインボー」「障害者生活支援センター・アシスト」「地域介護相談センター」「いんば中核地域生活支援センター・すけっと」や佐倉市社会福祉協議会などの民間においても相談窓口を設置しています。

市は、防災行政無線、佐倉市ホームページで防災、気象や災害に関する情報を伝えています。また、聞き逃した方のために、放送内容の携帯電話メール返信の登録サービスを行っております。

これからの取り組みの方向

(1) 分かりやすい情報の伝達と広報

福祉サービスを必要としている人に適切なサービスが提供されるように分かりやすい広報を行います。

市は、どこに、どのような福祉サービスがあるのかが正確にわかる情報、必要な人が確実に利用できる情報が提供されるように、こうほう佐倉、佐倉市ホームページ、チャンネルさくら、パンフレットなどの広報を充実します。

市は、佐倉市社会福祉協議会と協力して点字、朗読サービスを充実します。

市は、佐倉市ホームページに音声読み上げシステムの導入を検討します。

市は、チャンネルさくらの字幕スーパーについて検討します。

市は、防災行政無線防災さくらの使用方法について研究します。

(2) 総合案内

市民の立場に立った分かりやすい総合案内の体制を推進します。

市は、来庁者の需要に応じて担当課の窓口以案内できるよう、福祉部総合案内のありかたについて人員の配置を含め研究し、その整備に努めます。

(3) 窓口間の連携

庁内の窓口同士の連携を図り、利用しやすい窓口づくりを推進します。

市は、保健・医療などの関連する情報、福祉サービスの情報、民間福祉事業やNPO・ボランティア活動などの収集に努め、各課の情報共有化を図ります。

市は、各課の窓口の相談体制を充実し専門的な要望に応えます。また相談が複数の課に及ぶ場合、窓口間の連携を密にしてスムーズに相談を受けられる体制をつくります。



2 . 安全を守る情報のしくみ

安全を守るためには的確な情報提供と安否確認が必要です。そのためには、確実に避難や援護の情報を相互に伝えるしくみが不可欠です。また、災害時のみならず、普段から地域において助けあい、支えあうためにも、ひとり暮らしの方、高齢者世帯並びに障害者世帯の情報、及び虐待の情報を、地域において社会福祉の関係者が共有・管理し対応できるしくみを作る必要があります。

収集した課題の概要

情報収集に関する地域福祉課題には、「福祉サービスの受け手の状態の把握が出来ていない」という声がありました。個人情報保護の観点から、福祉関係者に要援護者の情報がなかなか伝わらない状況があります。また、「虐待などは家庭の外に情報が伝わりにくい」「民生委員・児童委員が担当地域内の世帯の実情を把握できない」「一人暮らしの高齢者や地域とのかかわりが希薄な方の安否確認が出来ていない」など、情報の把握や関係者間の情報共有化が難しいという課題がありました。

緊急時に備え、要援護者等の情報の管理と共有のためのしくみを平時から検討する必要性が指摘されています。

現在の取り組み状況

市は、福祉サービス利用者や窓口に相談に来られた方について、各課で情報を収集しております。民生委員・児童委員は、担当区域内の住民の生活や福祉ニーズの日常的な把握に努めています。市は、水害、災害が想定される地区で一人で避難することが難しい高齢者、障害者の方の安否確認のため、福祉部に要援護者避難援護班を設置しています。

市全体としては、災害、水害時に対処するため、防災活動(第一次配備から第五次配備まで)、水防活動(水防班)、災害時要援護者避難援護(福祉部災害時要援護者避難援護班)を行っています。交通防災課では、災害情報などの緊急のお知らせを携帯電話に配信するサービスを行っています。また、佐倉市防災地図(59ページ図4-7 参照)を作成し公表しております。

緊急時の通報システムとしては、佐倉市・八街市・酒々井町消防組合において、65歳以上の一人暮らし、または二人暮らしの方を対象に緊急通報登録を平成14年4月から行っております。

災害時要援護者の避難支援については、情報共有の取り組みについて検討を始めております。佐倉地区民生委員・児童委員協議会では、同意方式による取り組みを始めております。また、以下に述べますとおり、本計画では手上げ方式による取り組みを想定しております。なお、将来的には、内閣府「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にしながら、関係機関共有方式をベースに同意方式、手上げ方式と連携を図る方向で研究してまいります。

これからの取り組みの方向

(1) 災害時要援護者の登録

災害時に災害時要援護者が見逃されないようにするため、災害時要援護者の登録制度を作ります。

市は、本人又は家族からからの申し出（手上げ方式）等による災害時要援護者の情報を登録する制度を作ります。

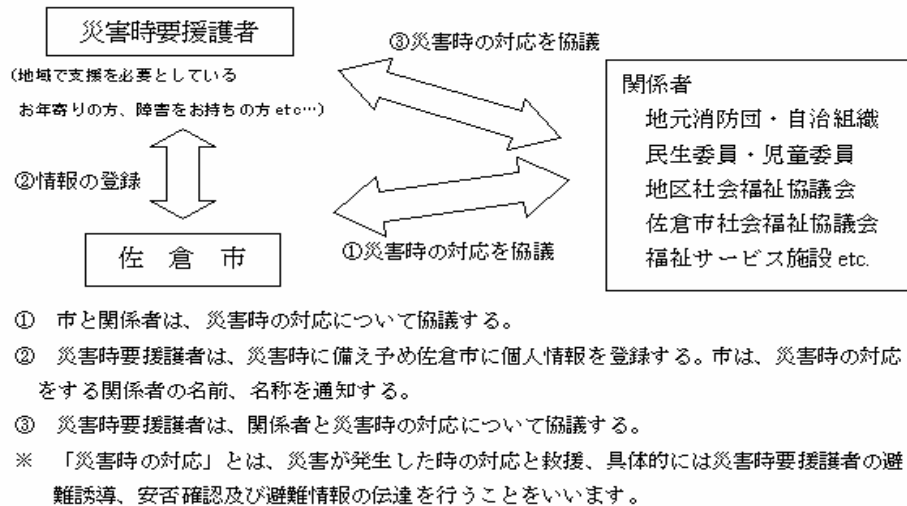


図 4-5 災害時要援護者の登録制度の想定図

(2) 災害時の情報システム作り

災害等が発生した時の対応と救済が図れるよう、高齢者、障害者など災害時要援護者の安否確認と避難情報が的確に伝わるようなしくみづくりを進めます。

市は、災害等が発生した場合に地域住民による災害時要援護者の安否確認ができるよう、市が保有する災害時要援護者の個人情報を地域の防災組織に提供する方法について検討します。

市は、災害等が発生した場合に、その情報が災害時要援護者に迅速に伝わるような連絡のしくみを作ります。

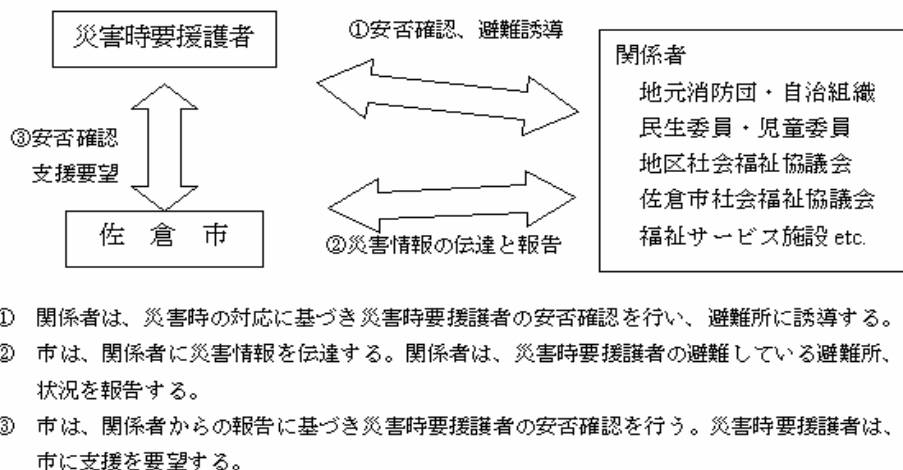


図 4-6 災害時情報システムの想定図

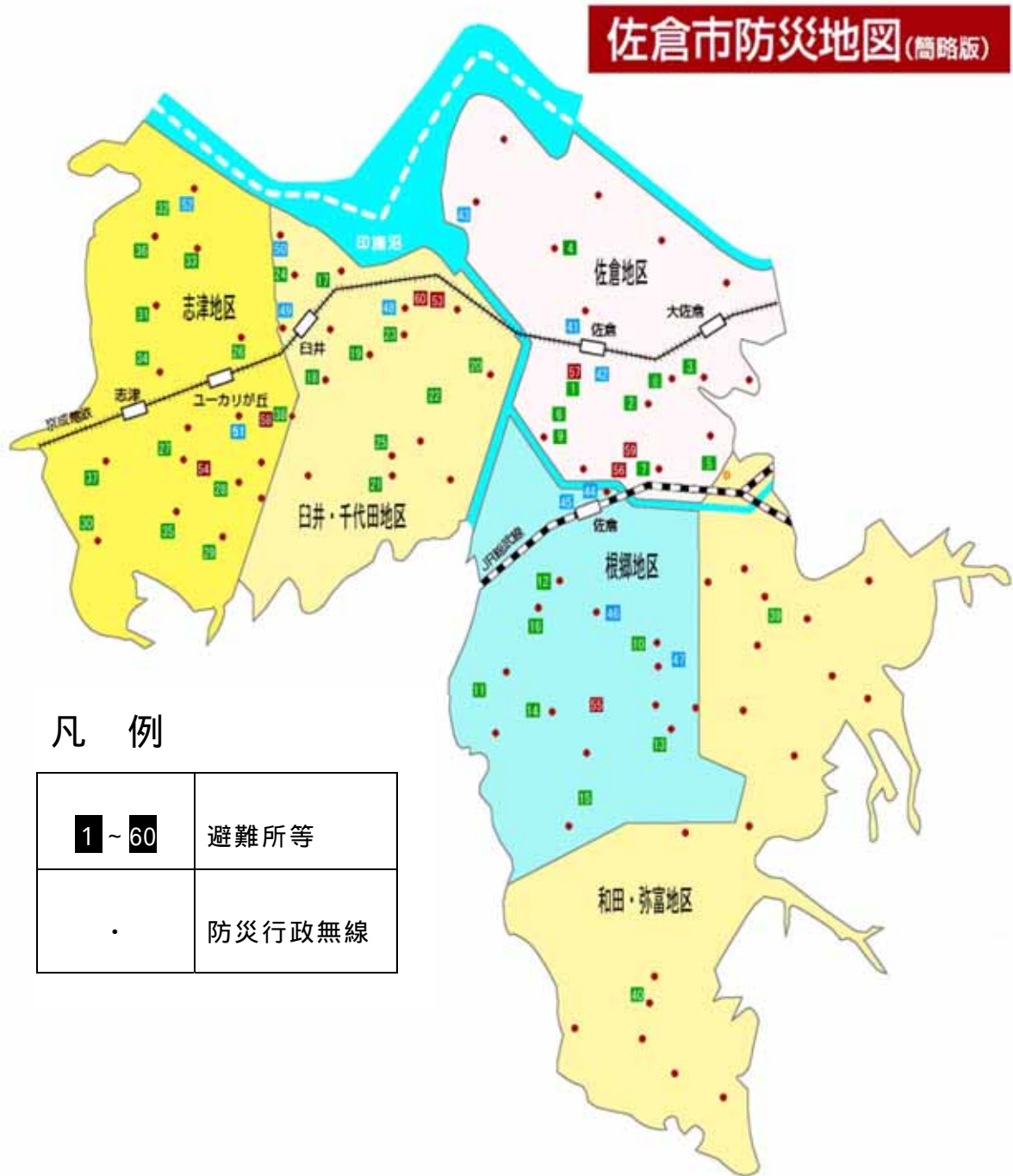


図 4-7 佐倉市防災地図

3. 自己決定を支える権利擁護

誰もが地域で主体的に生活していくためには、正確で必要な情報を活用して福祉サービスを利用していくことが必要です。ところが、このような情報の提供があっても、障害や加齢に伴う疾病等により判断能力が十分でない方については、安心して自立した地域生活を送ることができないおそれがあります。

収集した課題の概要

近年、精神上的の障害（認知症、知的障害、精神障害など）により判断能力が十分でない方々について、将来の生活不安、地域福祉を含む行政のサービスの利用の仕方がわからない、公共料金、家賃等の支払いをして欲しい、物忘れがひどくなり、証書、印鑑や預金通帳の置いてある場所がわからないなどの生活上の課題がでてきております。

現在の取り組み状況

障害福祉課、高齢者福祉課では、身寄りのない認知症の高齢者や知的な障害者が成年後見人制度を利用するにあたり、事前の相談、申し立て、及び費用の一部補助などを行う成年後見制度利用支援事業を行っています。

佐倉市社会福祉協議会では、生活上の課題に対処するため、障害や加齢に伴う疾病等により判断能力が十分でない方を対象に地域福祉権利擁護事業を行っています。地域福祉権利擁護事業には、福祉サービス利用援助、財産管理サービス、財産保全サービス、弁護士、司法書士、社会福祉士紹介サービスがあります。

これからの取り組みの方向

(1) 権利擁護の相談体制の充実

障害や加齢に伴う疾病等により判断能力が十分でない方が、安心して自立した地域生活を送れるように、権利擁護の相談体制を充実します。

市は、成年後見制度利用支援事業（61ページ図4-8参照）を充実します。

(2) 佐倉市社会福祉協議会との連携（地域福祉権利擁護事業）

社会福祉協議会が行っている地域福祉権利擁護事業と連携します。

市は、社会福祉協議協議会が行っている地域福祉権利擁護事業（62ページ図4-9参照）を支援します。

(3) 福祉サービスの向上

社会福祉事業者は、常に福祉サービスを受ける方の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスの提供と利用者からの苦情の適切な解決をしていくことが望まれます。

市は、利用者の福祉サービスの利用援助の一環として、千葉県で推進している第三者評価制度（63ページ図4-10参照）、苦情解決制度を取り入れている施設の情報の公開に協力します。

成年後見制度利用支援事業の概要

成年後見制度とは？

精神上の障害により物事を判断する能力がない方や不十分な方について、家庭裁判所は、本人、配偶者又は四親等内の親族などの申し立てにより、「後見開始の審判」「保佐開始の審判」又は「補助開始の審判」を下し、本人の判断能力の程度に応じて「成年後見人」「保佐人」又は「補助人」を選任します。
 成年後見人等は、本人を代理して契約したり本人が単独で行った不利益な契約を取り消すことができます。
 このようにして本人を保護する制度が成年後見制度です。

成年後見制度利用支援事業とは？

介護保険法や障害者自立支援法に基づく福祉サービスを利用するには福祉サービス提供事業者と契約しなければなりません。
 契約は、成年後見人等が本人の代理人として行うことができます。
 しかし、身寄りのない重度の認知症高齢者や知的障害者など、後見開始の審判等の申し立てを行う家族がない場合があります。
 このような方について、市町村長は後見開始の審判等の申し立てを行うことができます。
 これによって、身寄りのない重度の認知症高齢者や知的障害者などを福祉サービスに結びつける事業を成年後見制度利用支援事業といいます。

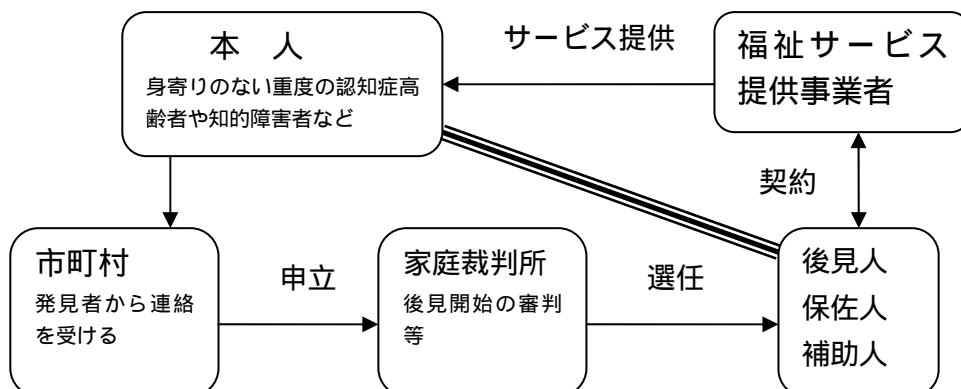


図 4-8 成年後見制度利用支援事業の概要

地域福祉権利擁護事業の概要

このような方が利用できます

最近物忘れがひどくなってきた、あるいは軽い認知症になった
軽い知的障害や精神障害があり、お金の管理が不安になった
福祉サービスを利用したいけれど、手続きがわからなくて困った

このようなサービスが受けられます

福祉サービスを利用、または利用をやめるために必要な手続きの代行
福祉サービスの利用料や公共料金などの支払いの代行
預金通帳や土地の権利書など大切な書類の保管
日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れの手続きなど

利用までの流れ

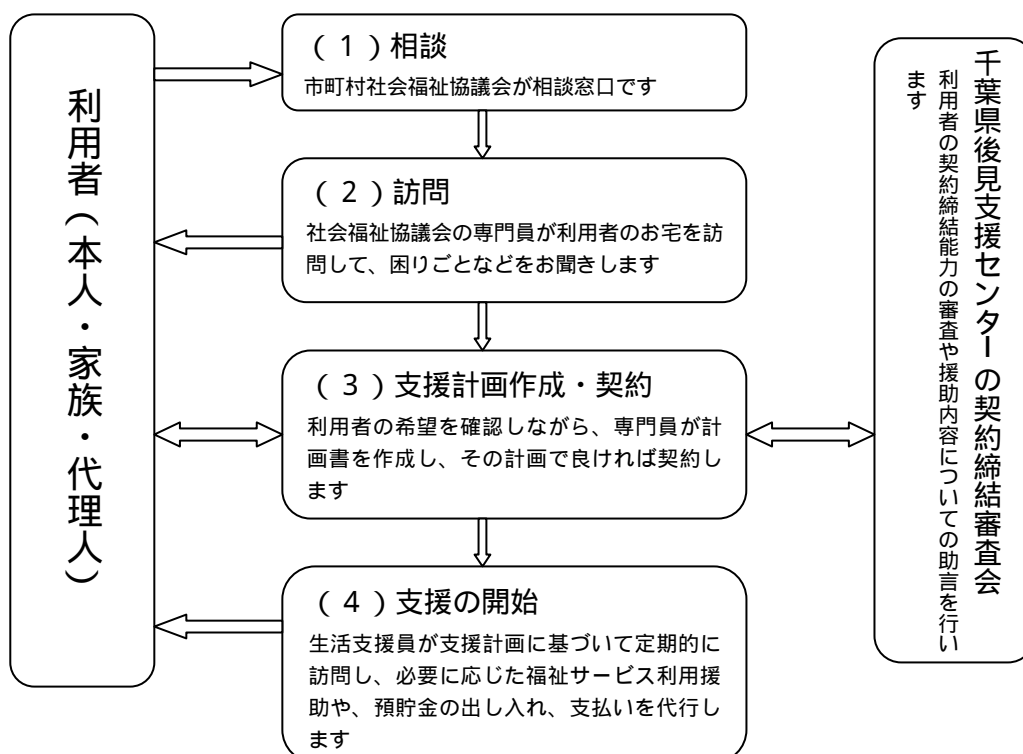


図 4-9 地域福祉権利擁護事業の概要

第三者評価制度の概要

第三者評価制度とは？

福祉サービス事業者が提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度をさします。

制度の目的は？

個々の福祉サービス事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること
 福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることで、結果として利用者の適切なサービス選択に資すること

第三者機関や評価システムに関する図

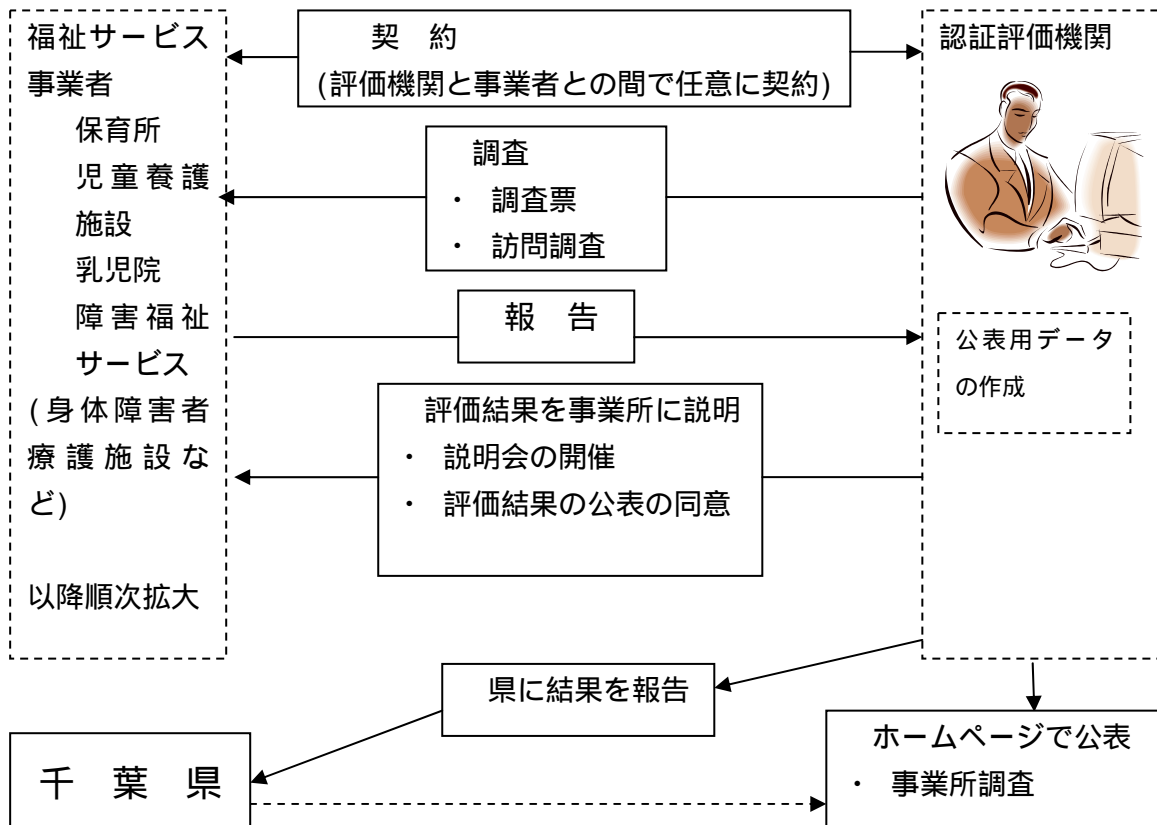


図 4-10 第三者評価制度の概要

第5章 計画の進行管理・評価

本計画の円滑で確実な実施を図るため、計画の進行管理と評価を行っていきます。進行管理及び評価は、行政からの視点だけでなく、市民からの視点、福祉サービス利用者からの視点、地域福祉を推進する担い手からの視点及び社会福祉法人等の福祉サービス事業者からの視点から行えるようにして、必要な事項を施策に反映していきます。

本計画の進行管理及び評価を行うために、公募市民、福祉サービス利用者、地域福祉を推進する団体の代表者及び社会福祉法人等の福祉サービス事業者で構成する「佐倉市地域福祉計画推進委員会」を設置します。

また、地域福祉推進の関係課により構成される「佐倉市地域福祉計画庁内検討会」を設置します。

(1) 佐倉市地域福祉計画推進委員会

「佐倉市地域福祉計画推進委員会」は、主に以下のような事項を行います。

- ・ 佐倉市地域福祉計画に関する取り組みの進行管理及び評価
- ・ 佐倉市地域福祉計画の策定及び見直しに関して意見を述べること
- ・ 佐倉市地域福祉計画に関する各種検討
- ・ 地域福祉推進会議（仮称）の意見を聴くこと

(2) 佐倉市地域福祉計画庁内検討会

「佐倉市地域福祉計画庁内検討会」は、主に以下のような事項を行います。

- ・ 計画全般の達成度を調査し、「佐倉市地域福祉計画推進委員会」に報告する
- ・ 地域福祉推進の関係課間で地域福祉課題の共有を図り、解決にむけて連携して取り組む
- ・ 佐倉市地域福祉計画に関する各種検討
- ・ 地域福祉推進会議（仮称）の意見を聴くこと

注

地域福祉推進会議（仮称）は、佐倉市地域福祉計画と佐倉市地域福祉活動計画に共通する課題及びそれに対する取り組みについて検討する組織であって、両計画の双方の進行管理を行う機関に意見を述べます。本計画の進行管理・評価を行う機関ではありません。（46ページ参照）。

用語解説

カ行

関係機関共有方式

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外使用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式。

(総理府「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より抜粋)

協働

相互に独立した団体及び個人が、公共の利益に資する同一の目的をもった地域福祉推進に係ることに対し、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組むこと。

緊急通報登録

65歳以上の一人暮らし、または二人暮らしの方を対象に、事前に既往歴やかかりつけ病院、緊急連絡先などを登録していただく制度をいいます。119番通報を受けた場合、迅速に対応することが出来るようになります。

ケアマネジャー

介護支援専門員。居宅介護支援事業所や介護保険施設に所属し、介護保険法で認定された要介護者に対して、介護サービス計画（ケアプラン）の作成などのケアマネジメント業務、要介護認定の訪問調査の代行及び保険支給限度額管理などを行う専門職。

権利擁護

誰もが地域で主体的に生活していくために、生命と財産を守るとともに、自立を支援し自己実現と社会参加を促す活動、考え方を指します。

コーディネーター

一般的には物事の調整・まとめ役。コーディネーションを行う者。コーディネーションとは、援助実践の場面ではさまざまな状況を調整していくという援助者の機能の一つとして用いられ、援助チームの調整、サービス利用者のサービスを提供する事業者の調整などを行うこと。

高齢者ふれあいサロン

高齢者がおしゃべりをしたり、ゲームをしたりと気軽に参加できる集まり。地区社協やボランティア団体が公民館等を利用して開催している。

用語解説

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生の間に生む子供の数を示す。

サ行

佐倉学

佐倉学とは、佐倉を学ぶことです。郷土の歴史や先人の文化を学ぶことで、地域への理解と愛着を深め、誇りが生まれひいてはすみよい街づくりを考えられるようになります。

児童虐待防止ネットワーク会議

市、児童相談所、保育園、小中学校、幼稚園、医療機関、民生委員・児童委員、NPO等が連携し、子どもの虐待を防止するための会議。

障害者地域生活支援センター・レインボー

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者、障害児の保護者、障害者の介護を行う者等から相談に応じ、必要な情報の提供等を行い、又は権利擁護のために必要な援助を行うために、佐倉市が相談支援事業を委託している施設。

障害者生活支援センター・アシスト

同上。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方のために、財産管理や身上監護を通して、法律上、生活上の保護を図るとともに、自己決定を尊重しノーマライゼーションを実現しようとする制度です。保護する必要の度合いの高いほうから「成年被後見人」、「被保佐人」、「被補助人」、「任意被後見人」に分けられます。

区 分	本人の判断能力	援 助 者	
成年被後見人	全くない	成年後見人	監督人を選任することができます。
被保佐人	特に不十分	保佐人	
被補助人	不十分	補助人	
任意被後見人	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

【成年被後見人】

認知症や精神上的の障害などにより、自分の行為の結果を理解できないような精神状態で、正常な判断能力を持たない状態にある方をいいます。たとえば、日常

の買い物などを自分で出来ない場合や、自分の名前や居場所等がわからない状態です。

【被保佐人】

意思能力はあるが、判断能力が著しく不十分で利害を判断できない方をいいます。たとえば、日常の買い物はできるが、重要な財産行為は自分で適切に行うことが出来ない状態です。

【被補助人】

軽度の精神上的の障害があるため、確実に一定の行為ができるか不安のある方をいいます。たとえば、重要な財産行為は出来るかもしれないが、適切に出来るかどうか不安がある状態です。

【任意被後見人】

現在は本人の判断能力は正常であるが、将来不十分になったときに備え、あらかじめ結んだ契約の内容に従って保護される方をいいます。なお、任意後見人は契約に従い家庭裁判所が選任します。

夕行

地域子育て支援センター

市内の公立保育園に設置しています。育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援、異世代間交流等の積極的な実施など地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

地域通貨

地域通貨は、「特定の地域やコミュニティの中で流通する価値の媒体」と定義づけられます。日本円などの法定通貨のように「どこでも」「何とでも」交換できるという汎用性を持たない一方、地域通貨はボランティアや地域活動などをはじめ、法定通貨では表現することが難しい価値を表現できるのが特長です。こうした価値は一般に目に見えにくいものといえますが、地域通貨は、それらをわかりやすく「可視化」することで、そうした価値の流通や交換を促進する効果があります。

地域福祉基金

基金とは、ある事業・計画のために積み立てておく資金です。ここでは、市民等による地域福祉活動の財源にあてるために積み立てておく資金を「地域福祉基金」とします。

例えば、市民等からの寄付金を「地域福祉基金」として積み立てて、その基金の運用益（利息）や基金を取り崩して、地域福祉活動を行った団体に分配して活動資金に充当することなどが考えられます。

中核地域生活支援センター

千葉県では、障害の有無にかかわらず児童から高齢者まで対象者横断的な施策展

用語解説

開を図る、健康福祉千葉方式を推進しています。その一環として、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護等の機能を併せもち、24時間365日体制で行う「中核地域生活支援センター」を、健康福祉センターの所管区域ごとに設置しています。

手上げ方式

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。(総理府「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より抜粋)

同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。(内閣府「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より抜粋)

ナ行

ノーマライゼーション

すべての人が、社会で等しく普通に生活できるようにすること。

ハ行

バリアフリー

英語の「バリア(障壁)」と「フリー(自由な・～からのがれる)」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすること。

福祉部災害時要援護者避難誘導班

消防庁防災課長通知「風水害対策の強化について(消防災第100号 平成17年5月26日)」の規定により、集中豪雨等の情報伝達及び高齢者等の避難誘導のため、佐倉市で組織した避難誘導班をいいます。

包括支援センター

高齢者の皆さんが、住みなれた地域で安心して生活ができるように支援をおこなう機関です。ここでは保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど専門3職種が連携して、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、高齢者虐待の防止、総合相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行っています。

防災地図

災害の危険のある地域を示すだけでなく、避難場所や避難経路などの防災情報を含んだ地図を指します。

マ行

ママの100円喫茶

子育て中のお母さんを対象としたサロンで、子育て中の悩みなどを相談します。参加費として100円を集めてお茶を出しています。

無電柱化

電線類を地中に埋めたり、家の軒下などに電線を這わせ、道路上から電線や電柱を無くすこと。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

子ども、高齢者、障害の有無に関わらず全ての人にとって使いやすい形状や機能に考慮した設計等。

